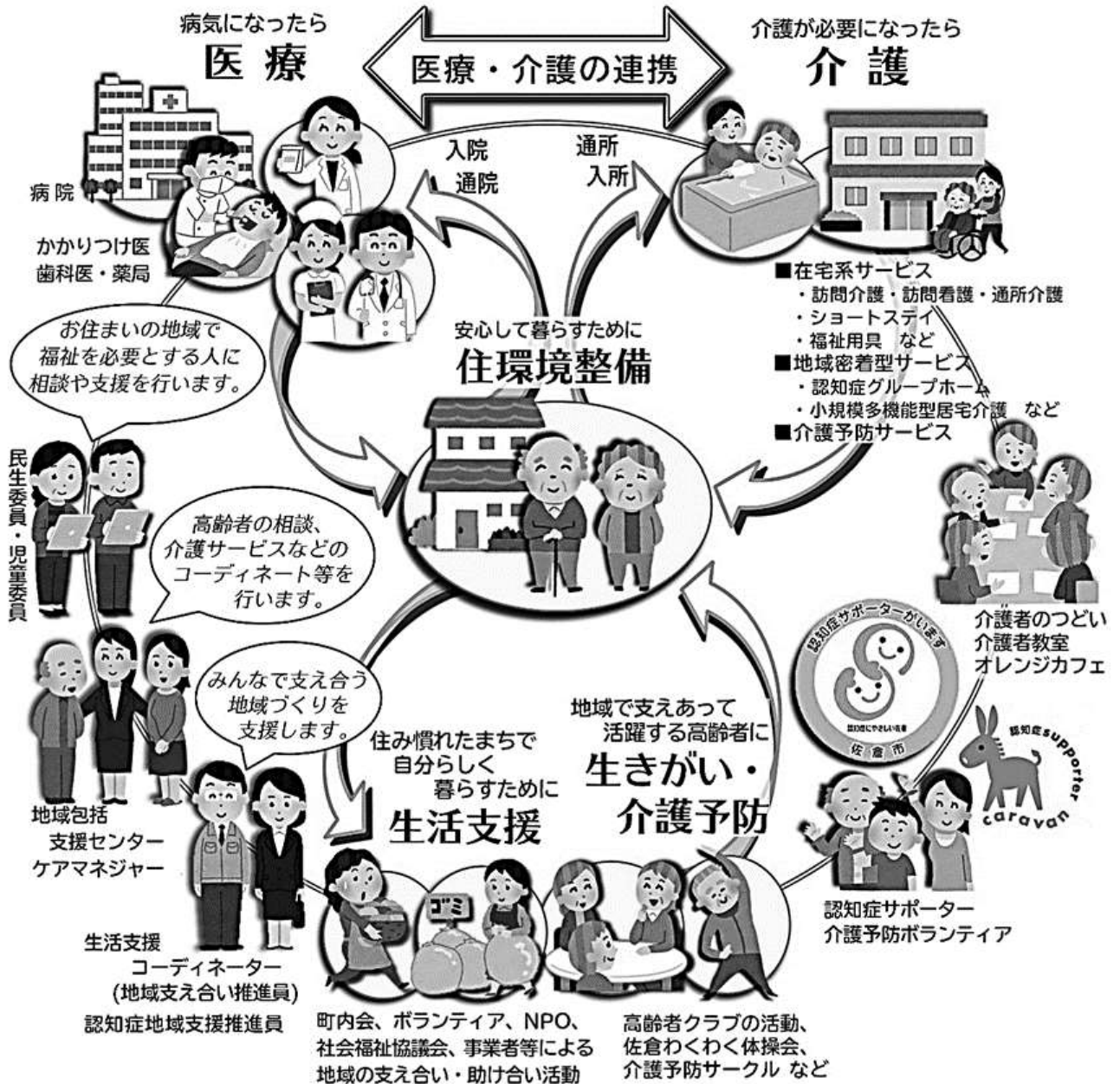


# 第8期

## 佐倉市高齢者福祉・介護計画(案)

みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉



佐倉市



# 目次

第1部 総論 .....	1
第1章 計画の策定にあたって .....	3
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 「基本指針」の改正内容 .....	4
3 計画の位置付け .....	6
4 計画の期間 .....	7
5 計画の策定体制 .....	8
6 計画の推進体制 .....	11
第2章 高齢者を取り巻く現状 .....	13
1 佐倉市の高齢者の状況 .....	13
2 介護保険サービスの現状 .....	16
3 アンケート調査結果からみた現状 .....	18
4 第7期計画の評価 .....	35
第3章 計画の基本方針 .....	39
1 計画の基本理念と基本目標 .....	39
2 計画の体系 .....	40
3 重点施策 .....	41
4 日常生活圏域 .....	42
5 地域包括ケアシステムの構築、推進 .....	45
第2部 施策 .....	47
第1章 「生きがい・介護予防」 .....	49
1 社会参加の促進と敬老意識の高揚 .....	49
2 いきいき健康づくり .....	54
3 介護予防の総合的な推進 .....	56
第2章 「安心な生活の確保」 .....	61
1 安心できる在宅福祉サービスの提供 .....	61
2 認知症にやさしい佐倉の推進 .....	65
3 権利擁護と地域での見守り .....	69

4	在宅生活を支える体制の充実 .....	71
5	高齢者が暮らしやすい住環境の整備 .....	73
6	地域包括支援センターの運営 .....	76
7	災害・感染症対策の推進 .....	80
<b>第3章「医療・福祉」 .....</b>		<b>81</b>
1	在宅医療・介護の連携と推進 .....	81
2	介護保険制度の適正な運営 .....	82
<b>第3部 介護保険 サービス量と 介護保険料 .....</b>		<b>87</b>
<b>第1章 介護保険サービス見込量 .....</b>		<b>89</b>
1	佐倉市の介護保険事業の特徴（令和2年度） .....	89
2	被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計 .....	95
3	介護保険サービス等の見込み .....	96
4	施設整備計画 .....	106
<b>第2章 介護保険事業費と介護保険料 .....</b>		<b>107</b>
1	介護サービス見込量及び介護保険料の算定手順 .....	107
2	介護保険の財源内訳 .....	108
3	介護保険給付費見込額 .....	109
4	保険料必要額の算定 .....	111
5	第1号被保険者の介護保険料 .....	113
<b>資料編 .....</b>		<b>117</b>

# 第1部 総論



.



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国は、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えた平成24年（2012年）以降、他の国に例を見ないほどの速さで高齢化が進展しています。今後、人口の減少傾向が続く中であっても、高齢者の割合は増加を続け、令和7年（2025年）には「団塊の世代」のすべてが後期高齢者となる一方、令和22年（2040年）には、全国的に高齢者数がピークとなると予測されています。佐倉市においても、高齢者人口は一貫して増加を続けており、令和2年（2020年）9月現在の高齢化率は32.1%となっています。また、佐倉市は、全国的に高齢者数がピークとなる令和22年よりも早く高齢者数がピークを迎えると予測されています。

高齢者の増加に伴い一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯の増加等も予想される中、介護を含めた様々な支援を必要とする高齢者が、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるよう「地域包括ケアシステム」の構築と深化が急務となっています。

また、市町村介護保険事業計画策定のガイドラインを示す「基本指針」には、第8期計画の策定に当たり、地域共生社会の実現や介護予防・健康づくり施策の推進、介護人材確保及び業務効率化等の記載の充実とともに、近年の大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、災害や感染症対策に係る体制整備の推進が規定されました。

佐倉市は、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）を計画期間とする「第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画」において、基本理念『みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉』の具現化を目指し、基本目標『可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。』を実現するため、令和7年（2025年）を見据えて、認知症対策や介護予防、生きがいづくり、介護サービスの充実に取り組んできました。

続く令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、厚生労働大臣が定める「基本指針」を踏まえ、令和7年（2025年）に加えて令和22年（2040年）を視野に入れながら、中長期的な介護保険のサービス給付や保険料水準の推計、「地域包括ケアシステム」の構築・推進を図るとともに「地域共生社会」を目指す計画として策定します。

## 2 「基本指針」の改正内容

介護保険法の規定により厚生労働大臣が定める「基本指針」は、市町村介護保険事業計画策定のガイドラインを示すものです。第8期計画の策定にあたり、次の7項目を「記載を充実する事項」とする「基本指針」の改正が行われています。なお、各事項の説明は概略記載です。

### (1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年(2025年)、さらに全国的に高齢者数がピークとなる令和22年(2040年)において、地域ごとの推計人口から導かれる介護需要を踏まえて、中長期的な視野を見据えた計画の位置付けを明確化し、具体的な取り組みと目標を位置付けること。

介護基盤の整備を検討する際は、介護離職ゼロの実現に向けたサービスの基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえること。

### (2) 地域共生社会の実現

地域を構成する1人ひとりが尊重され、多様な場面で社会と繋がり参画することで生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要であること。

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要なこと。

高齢者の地域における自立生活を促進するために、高齢者をはじめ、意欲ある地域住民が社会で役割を持って活躍できるよう、多種多様な就労・社会参加ができる環境整備が必要なこと。また、その前提として、介護保険制度において特に介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められること。

### (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取り組みとして「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、生活面で困難を抱える高齢者が多い



ことから住まいと生活支援を一体的に提供する取組みも進められていることも踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤を進められるよう、都道府県と市町村の情報連携を強化し、整備状況も踏まえながらサービス基盤整備を適切に進めること。

## **(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**

令和元年（2019年）6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせて認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援の4つの柱に基づいて施策を推進すること。また、偏見や誤解が生じないよう、「共生」を基盤とした取組みを進めることに加えて、教育等の他分野との連携が必要なこと。

## **(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化**

現状の介護人材不足に加え、令和7年（2025年）以降は現役世代の介護の担い手の減少が顕著となるため、地域包括ケアシステムを支える人材の確保が大きな課題であり、介護人材の確保について、介護保険事業計画の取組み等に記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要なこと。

加えて、総合事業の担い手を確保する取組みや、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット、ICT活用の推進等による業務効率化の取組みを強化することが必要なこと。

## **(7) 災害や感染症対策に係る体制整備**

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、訓練や研修の実施を行うとともに、関係部局と連携し、介護事業所における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達体制の整備が重要なこと。さらに、都道府県や保健所、医療機関等と連携した支援体制の整備が必要であること。

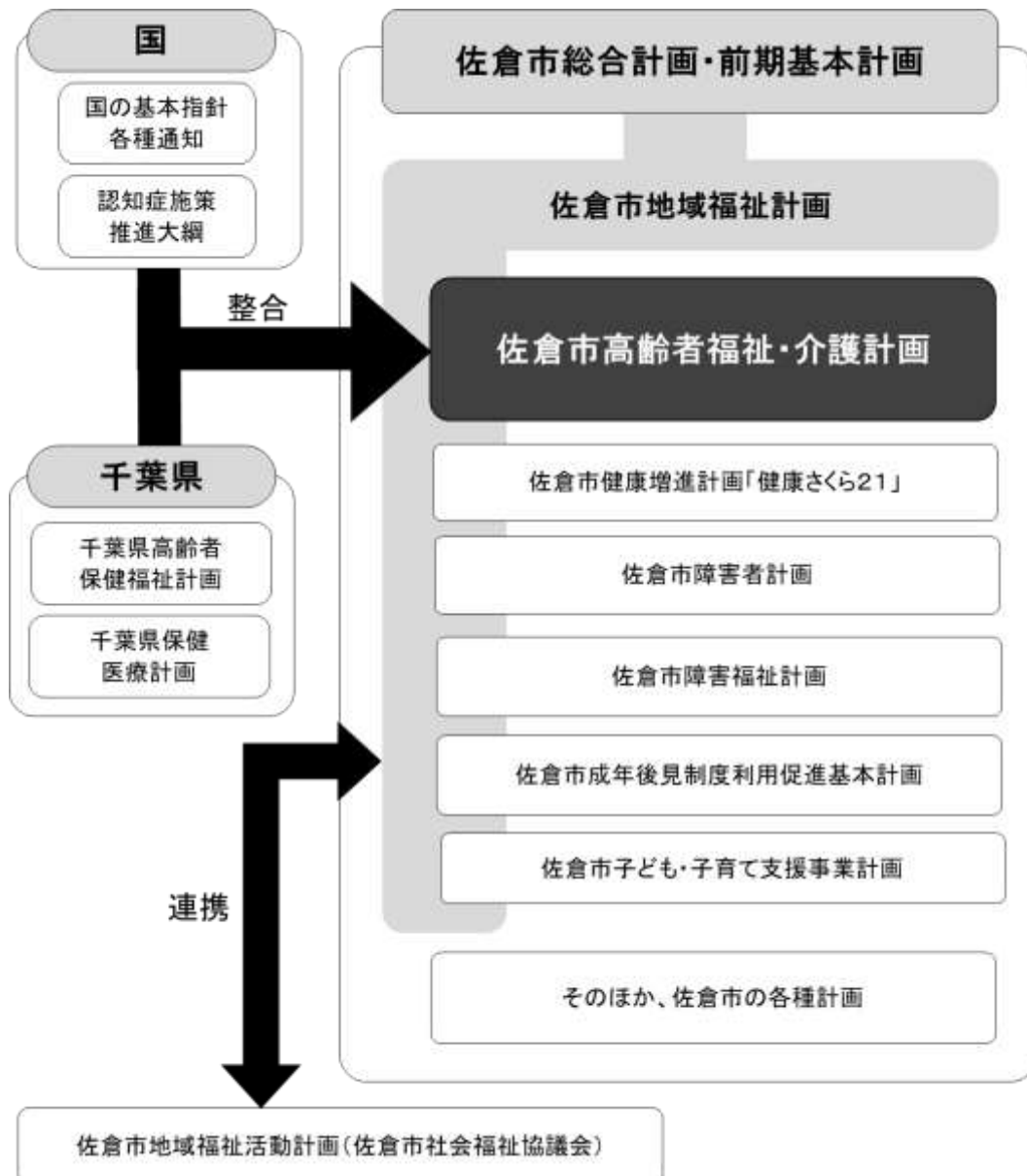
### 3 計画の位置付け

本計画は、佐倉市の高齢者福祉及び介護保険事業運営にかかる基本理念・基本目標を定めるとともに、その実現のための施策を定めるために策定するものです。

老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業を円滑に実施するための計画です。両計画は一体として策定することがそれぞれの法律で定められています。

また、本計画は、佐倉市総合計画における高齢者分野の個別計画として位置づけられるとともに、福祉の基盤計画である佐倉市地域福祉計画の基本理念に基づき策定する行政計画です。千葉県定める計画との整合を図るとともに、高齢者福祉等に関連する他の個別計画との整合を図り策定しています。

#### ○ 第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の位置付け



## 4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）及び、全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な見通しの下に計画します。

具体的には、直近の佐倉市の人口数から推計される令和3年から令和5年及び令和7年、令和22年における高齢者人口などを基に、佐倉市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取り組みの方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。

### ○ 計画の期間

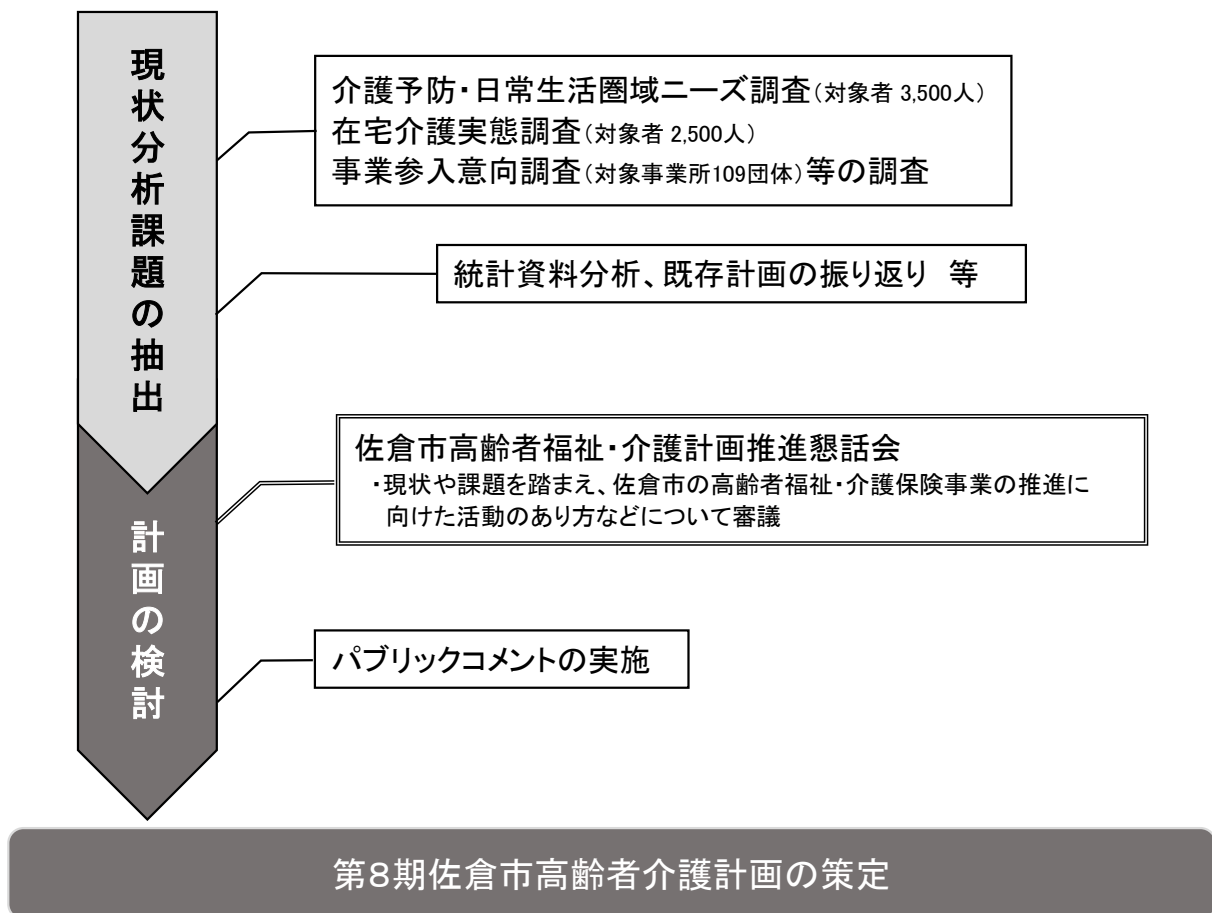
年度	佐倉市 高齢者福祉・介護計画	国等の情勢
平成30年度	第7期計画	地域包括ケアシステムの構築・推進 令和7年（2025年） ◆ 団塊の世代が75歳に。  令和22年（2040年） ◆ 全国として高齢者数がピークに。
令和元年度		
令和2年度		
令和3年度	第8期計画 (本計画)	
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度	第9期計画	
令和7年度（2025年度）		
令和8年度	第10期計画	
令和9年度		
令和10年度		
令和11年度	第11期計画	
令和12年度		
令和13年度		
令和14年度	第12期計画	
令和15年度		
令和16年度		
令和17年度	第13期計画	
令和18年度		
令和19年度		
令和20年度	第14期計画	
令和21年度		
令和22年度（2040年度）		
令和23年度		

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内在住の高齢者に対する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」、「介護サービス事業者に対する事業参入意向調査」や「介護人材の確保・定着に関する調査」、「介護労働者の実態及び意向調査」、「介護サービス未利用者と特別養護老人ホーム入所希望者への利用意向調査」を実施し、高齢者の健康状態や生活状況、介護職場の実態等を分析するとともに、統計資料や既存計画の振り返りにより課題を抽出し、策定の基礎資料としました。

これらの資料を基に、公募市民や医療・福祉・介護の各分野の代表等からなる「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」において、委員の意見を求め、計画を検討しました。

### ○ 計画の策定体制



### (1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業推進のため、効果的な運用を期することを目的に設置された機関で、医療、福祉、介護の各分野の代表と、学識経験者及び公募市民による委員で構成されており、既定計画の進捗状況を確認するとともに、あらたな計画策定に向けた各段階において、方針や目標、施策の内容などについて審議しました。

## 【 開催状況 】

- ◇ 平成 30 年度 第 1 回 懇話会 【平成 30 年 5 月 21 日】
  - (1) 佐倉市の高齢者福祉等の状況について
  - (2) 第 7 期計画における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について
- ◇ 平成 30 年度 第 2 回 懇話会 【平成 30 年 8 月 17 日】
  - (1) 平成 29 年度介護保険事業の実績について
  - (2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について
  - (3) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定について
- ◇ 平成 30 年度 第 3 回 懇話会 【平成 30 年 11 月 20 日】
  - (1) 地域包括支援センターの評価結果について
  - (2) 地域密着型サービス事業所の公募について
- ◇ 平成 30 年度 第 4 回 懇話会 【平成 31 年 2 月 18 日】
  - (1) 平成 31 年度地域包括支援センターの運営方針について
  - (2) 地域密着型サービス事業所の公募に伴う選考について
  - (3) 第 7 期計画における取り組みと目標に関する評価について
- ◇ 令和元年度 第 1 回 懇話会 【令和元年 5 月 27 日】
  - (1) 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の所掌事務について
  - (2) 佐倉市の高齢者福祉及び介護保険の概況について
  - (3) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
- ◇ 令和元年度 第 2 回 懇話会 【令和元年 8 月 21 日】
  - (1) 介護老人施設(特別養護老人ホーム)整備法人の公募にかかる選考について
  - (2) 地域密着型サービス事業所整備法人の公募にかかる選考について
  - (3) 令和元年度地域包括支援センター評価指標について
  - (4) 平成 30 年度佐倉市介護保険の実績について
- ◇ 令和元年度 第 3 回 懇話会 【令和元年 11 月 18 日】
  - (1) 地域包括支援センターの評価結果について
  - (2) 特定施設入居者生活介護事業所整備法人の公募について
- ◇ 令和元年度 第 4 回 懇話会 【令和 2 年 2 月 17 日】
  - (1) 特定施設入居者生活介護事業所整備法人公募の選考結果について
  - (2) 令和 2 年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について
  - (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ◇ 令和 2 年度 第 1 回 懇話会 【令和 2 年 7 月 3 日】
  - (1) 副会長の選任について
  - (2) 令和元年度佐倉市高齢者福祉の状況について
  - (3) 令和元年度介護保険事業の実績について
  - (4) 在宅介護実態調査の集計速報について
  - (5) 第 8 期計画策定にかかる追加調査について
- ◇ 令和 2 年度 第 2 回 懇話会 【令和 2 年 11 月 13 日】
  - (1) 第 8 期高齢者福祉・介護計画素案について
- ◇ 令和 2 年度 第 3 回 懇話会 【令和 2 年 12 月 17 日】
  - (1) 第 8 期高齢者福祉・介護計画（案）について
  - (2) 地域包括支援センターの評価結果について
- ◇ 令和 2 年度 第 4 回 懇話会 【令和 3 年 3 月 日】 【 予定 】
  - (1) 令和 3 年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について

## **(2) 市民等への実態・意向調査**

現在の状況や求めているニーズ、今後の課題などについて把握するため、市民などに対して、各種の実態や意向調査を実施し、それらの結果を分析、整理したうえで、今後の施策に反映すべく、計画の内容について検討しました。

## **(3) 庁内担当職員間の協議検討**

高齢者福祉課及び介護保険課の担当職員間により、前計画の振り返りや統計等を基に、今後の施策内容やそれを踏まえた計画の原案作成について検討したのち、関係する各課とも調整を図り、計画の内容全体の協議、検討を進めました。

## **(4) パブリックコメント 【 予 定 】**

計画案について、ホームページ等で公表し、市民からの意見を募り、提出された意見に対する市の考え方を公表しました。

## 6 計画の推進体制

---

### (1) 情報提供と相談窓口の充実

#### ①介護保険やサービス等に関する情報の広報

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、広報、パンフレット等を発行し、サービスの利用・契約に役立つ知識やサービス事業者情報等を提供・周知します。また、利用者や介護者相互間の情報交換の機会づくりを整備します。

#### ②相談窓口の充実

相談及び苦情等に対し迅速かつ適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心として、市の窓口及び、民生委員・児童委員等の関係機関等との連携による体制づくりを強化します。

### (2) 連携体制の強化

#### ①市内の連携体制

高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営とともに、保健・福祉・医療の分野だけではなく、生涯学習、文化・スポーツ、都市基盤、生活空間等、市内関連部局との連携を強化し、各種施策・事業による総合的な支援に取り組みます。

#### ②地域との協働体制

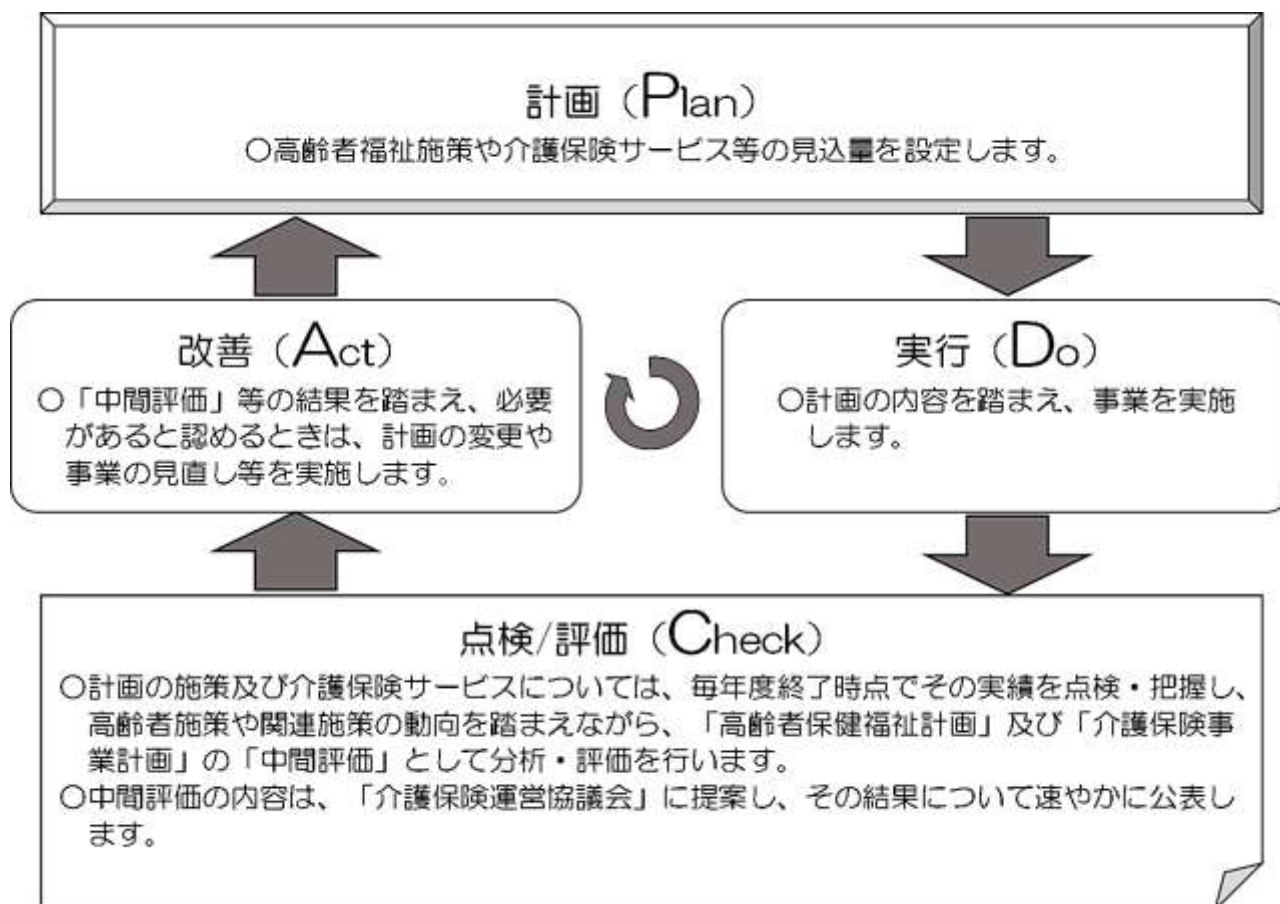
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、行政はもちろんのこと、市民、関連機関、企業等の事業者、地域の各主体が役割を持ち、地域全体で高齢者を支える取り組みを進めることが重要となります。

### (3) 進捗状況の把握・評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、関係会議において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう引き続き努めていきます。

また、得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、運営や計画の見直し時に反映をしてPDCAサイクル（P計画－D実行－C点検/評価－A改善）による効率的な進行管理を佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会が主体となって実施します。

○ PDCAサイクルのイメージ



「住民からの視点」

項目：計画全般や各種サービスの周知度、サービス利用の感想、行政・事業者等に対する要望・苦情など

手段：アンケート調査、各種相談事業など

「行政からの視点」

項目：計画全般の達成度、介護保険サービスの利用状況、介護保険会計の動向など

手段：月次統計など

「事業者からの視点」

項目：サービスの利用動向、地域との連携状況など

手段：アンケート調査など

(4) 計画の見直し

計画の最終年度の令和5年度（2023年度）は、次期計画策定の年度にあたります。社会福祉制度をめぐる情勢の変化やアンケート調査、それまでに聴取した意見・提言を取り入れた見直しを行い、佐倉市の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。





## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1 佐倉市の高齢者の状況

#### (1) 佐倉市の人口と高齢化率の推移と推計

本市の人口は、令和2年（2020年）9月末現在173,979人であり、今後、減少傾向が続くことが予想されています。これに対し、65歳以上の高齢者人口は、引き続き増加が続き、令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者の割合が34.2%に、令和22年（2040年）には40.8%となる見込みです。

高齢者のうち65～74歳の前期高齢者人口は今後減少していくのに対し、75歳以上の後期高齢者人口は増え続け、令和7年には全人口の5人に1人の割合となることが見込まれています。なお、令和22年には、高齢者全体の人口は56,243人と令和7年よりも減少する見込みですが、後期高齢者人口が減少するのに対し、前期高齢者人口は増加する見込みとなっています。

○ 佐倉市の人口推移と推計（各年9月末時点、外国人人口を含む。）

単位：上段/人、下段/%

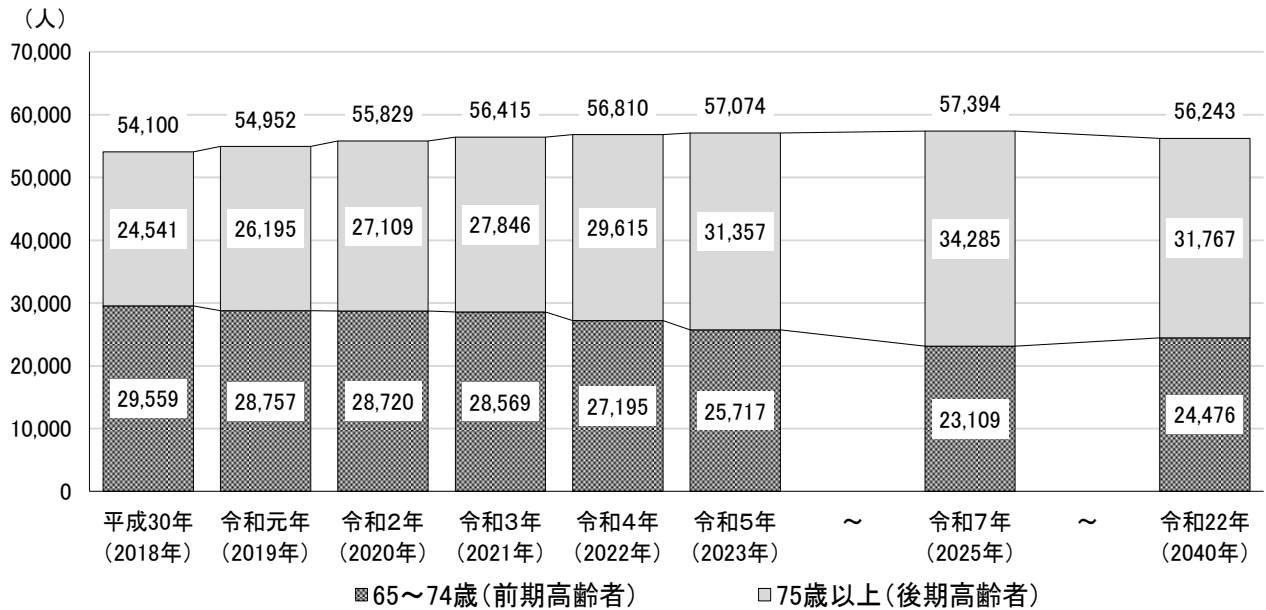
区分	実績			推計				
	第7期			第8期			第9期	第14期
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
全人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
40歳未満	62,447 35.5%	61,128 34.9%	59,461 34.2%	58,211 33.6%	56,923 33.1%	55,726 32.6%	53,319 31.7%	39,650 28.8%
40～64歳	59,357 33.7%	59,199 33.8%	58,689 33.7%	58,371 33.7%	58,168 33.8%	57,909 33.9%	57,297 34.1%	41,763 30.3%
65歳以上	54,100 30.8%	54,952 31.4%	55,829 32.1%	56,415 32.6%	56,810 33.0%	57,074 33.4%	57,394 34.2%	56,243 40.8%
65～74歳	29,559 16.8%	28,757 16.4%	28,720 16.5%	28,569 16.5%	27,195 15.8%	25,717 15.1%	23,109 13.8%	24,476 17.8%
75歳以上	24,541 14.0%	26,195 14.9%	27,109 15.6%	27,846 16.1%	29,615 17.2%	31,357 18.4%	34,285 20.4%	31,767 23.0%

※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績：令和2年以前は、各年の9月末時点の住民基本台帳人口。

推計：令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出。

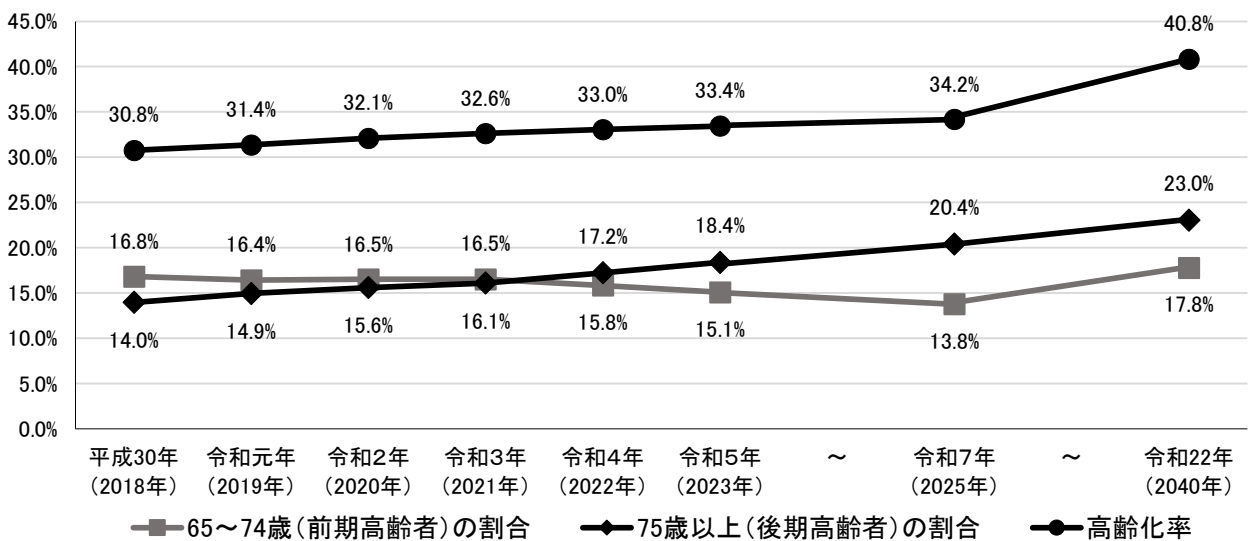
○ 前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移と推計（各年9月末時点、外国人人口を含む）



※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。  
 実績：令和2年以前は、各年9月末時点の住民基本台帳人口  
 推計：令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は、令和2年（2020年）9月末現在の32.1%から、3年後の令和5年（2023年）には33.4%に上昇、令和7年（2025年）には34.2%、令和22年（2040年）には40.8%の割合となることが見込まれています。また、全人口に占める75歳以上の後期高齢者人口の割合も、令和2年の15.6%から、令和5年には18.4%、令和7年には20.4%、令和22年には23.0%と前期高齢者の割合を超えて上昇することが推計されています。

○ 高齢化率の推移と推計（各年9月末時点、外国人を含む。）

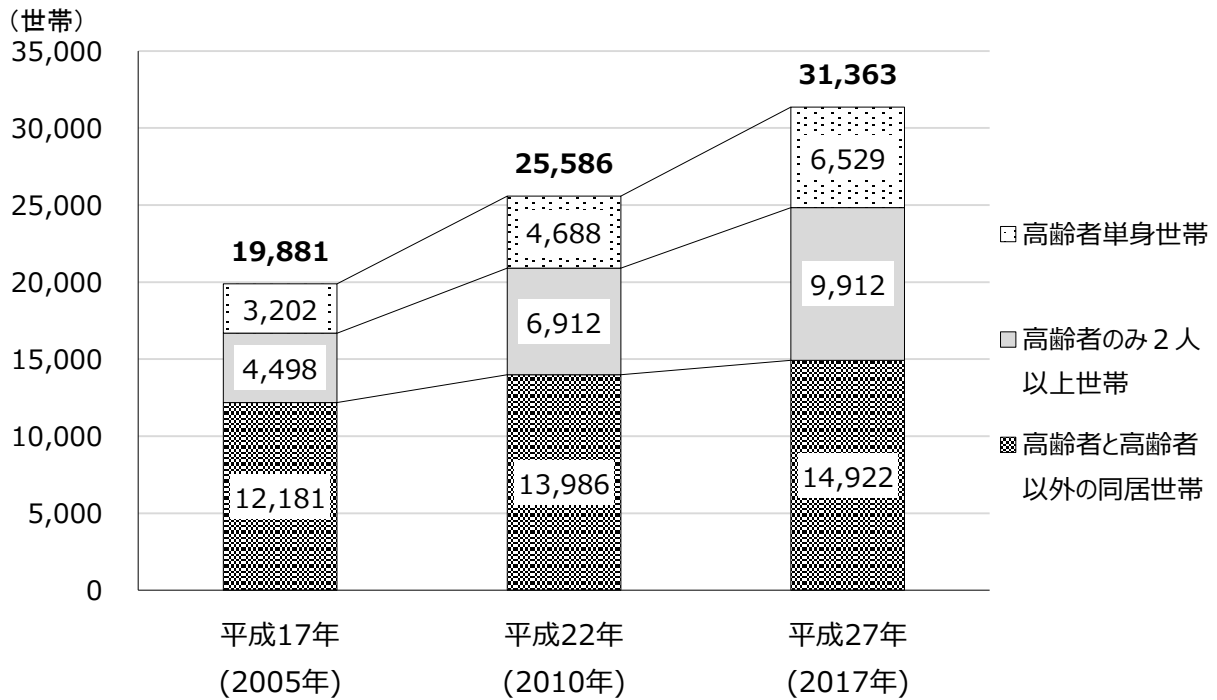


※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。  
 実績：令和2年までは、各年9月末時点の住民基本台帳人口  
 推計：令和3年以降は、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

## (2) 高齢者世帯の状況

5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づく高齢者世帯の状況については、平成27年(2015年)では、高齢者単身世帯が6,529世帯、高齢者のみ2人以上世帯が9,912世帯となっており、どちらの世帯も10年前の平成17年(2005年)と比較して2倍以上に増加しています。

### ○ 高齢者世帯数の推移



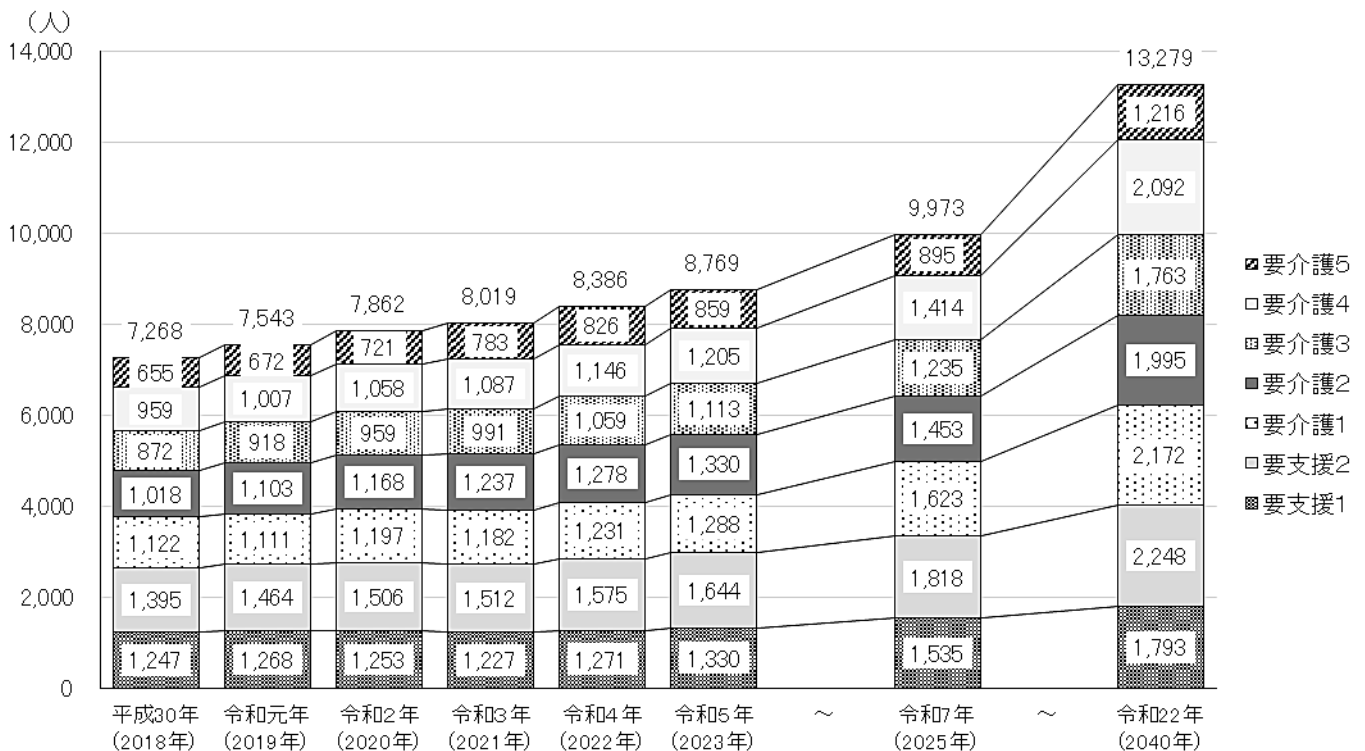
資料：平成27年国勢調査

## 2 介護保険サービスの現状

### (1) 要介護・要支援認定数の推移と推計

令和2年(2020年)9月末現在、要支援・要介護認定を受けている方は7,862人で、令和5年(2023年)には8,769人に増加します。また、令和12年(2030年)には1万人を超えて、令和22年(2040年)に13,279人になると見込まれています。

#### ○ 要支援・要介護認定者数の推移と推計



資料：令和2年までは介護保険事業状況報告9月分

令和3年以降は、地域包括ケア「見える化」システムを活用して算出

### (2) 介護サービス受給状況

令和2年(2020年)9月末現在の要支援・要介護認定者数は7,862人で、平成29年(2017年)9月末に比べ873人、12.5%増加したものの、実際に介護サービスを受給している人は6,348人と、200人、3.3%の増に止まっています。これには、平成29年4月1日に「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、「訪問介護」と「通所介護」が従来の介護予防サービスから総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行したため、これらのサービスを利用していた要支援1・要支援2の人が、介護保険によるサービスから外れたことが大きく影響しています。

総合事業による影響が大きかったのは、全受給者のうち55%が受給している「居宅介護（介護予防）サービス」です。要介護1から5で実際にサービスを受給している人は、3年前に比べ412人増えていますが、総合事業に移行し要支援1・要支援2の受給者が減少した結果、サービスを受給した人の総数は14人減となっています。

地域密着型（介護予防）サービスの受給者は、3年前に比べ101人、13.5%増加しています。これは、令和2年1月に新たに小規模多機能事業所が開設されたことによります。

また、施設介護サービスの受給者は合計1,168人で、3年前より113人10.7%増加していますが、これは、第6期計画で整備した介護老人福祉施設の新規開設による増床等で、施設に入所する受給者が3年前に比べ80人、12.0%増加したことが主に影響しています。

○居宅介護（予防）サービス受給状況（令和2年9月末現在）

（単位：人）

区 分	予防給付		介護給付					合 計	
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
要支援・要介護 認定者数	1,253 (100.0%)	1,506 (100.0%)	1,197 (100.0%)	1,168 (100.0%)	959 (100.0%)	1,058 (100.0%)	721 (100.0%)	7,862 (100.0%)	
居宅介護（介護 予防）サービス	352 (28.1%)	765 (50.8%)	899 (75.1%)	909 (77.8%)	601 (62.7%)	506 (47.8%)	301 (41.7%)	4,333 (55.1%)	
地域密着型（介 護予防）サービス	2 (0.2%)	2 (0.1%)	277 (23.1%)	227 (19.4%)	140 (14.6%)	119 (11.2%)	80 (11.1%)	847 (10.8%)	
施設 介護 サ ー ビ ス	介護老人 福祉施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (1.2%)	35 (3.0%)	188 (19.6%)	280 (26.5%)	228 (31.6%)	745 (9.5%)
	介護老人 保健施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	34 (2.8%)	76 (6.5%)	87 (9.1%)	129 (12.2%)	87 (12.1%)	413 (5.3%)
	介護療養型 医療施設	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
	介護医療院	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	4 (0.4%)	4 (0.6%)	9 (0.1%)
計	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (4.0%)	111 (9.5%)	276 (28.8%)	414 (39.1%)	319 (44.2%)	1,168 (14.9%)	

### 3 アンケート調査結果からみた現状

#### (1) 調査の概要

第8期計画策定（第7期計画の見直し）のための基礎資料とすることを目的として、市民や介護保険サービス事業所などを対象に、現在の状況や制度に対するご意見などを伺う各種調査を実施しました。

##### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目的：第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の検討資料とするために実施しました。

対象：65歳以上の要支援者、総合事業対象者及び一般高齢者 3,500人

期間：令和2年7月6日～令和2年7月31日

方法：郵送による発送・回収

配布数：3,500、有効回収数 2,500（回収率：71.4%）

##### ② 在宅介護実態調査

目的：「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討するため、実施しました。

対象：調査期間中に更新や区分変更で認定調査を受けた在宅生活の要支援・要介護者

期間：令和元年11月1日～令和2年7月31日

方法：郵送による発送・回収

配布数：2,500、有効回収数：808（回収率：32.3%）

※ 認定データとの関連付けを行うことができた有効回答数は773票

##### ③ 事業参入意向調査

目的：市内における介護保険サービス事業所の新設意向を調査し、整備計画の参考資料とするため、実施しました。

対象：市内で介護保険サービス事業所を運営している法人

期間：令和2年7月18日～8月31日

方法：電子メールで配布、電子メール及びFAXで回収

配布数：109 有効回収数：8（参入意向がある事業所のみ回答）

#### ④ 介護人材の確保・定着に関する実態調査

目的：介護サービスの提供能力を確認すること及び人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため、実施しました。

対象：市内の介護保険サービス事業所

期間：令和2年7月22日～8月31日

方法：郵送による発送・回収

配布数：254事業所、有効回収数：160（回収率：62.9%）

#### ⑤ 介護労働者の実態及び意識調査

目的：人材の確保・定着に関する有効な手段を確認するため及び介護労働者の処遇改善策の検討資料とするため、実施しました。

対象：市内の介護保険サービス事業所に就労している、主任又はリーダー職以上の職員（実務経験5年程度以上、254人）、一般職員（実務経験5年程度未満、254人）

期間：令和2年7月22日～8月31日

方法：郵送による発送・回収

配布数：508 有効回収数：279（回収率：54.9%）

#### ⑥ 介護サービス利用意向調査（介護サービス未利用者）

目的：介護サービス未利用者の実態を確認するため、実施しました。

対象：市内に在住し、介護認定を受けているサービス未利用者

期間：令和2年8月20日～9月30日

方法：郵送による発送・回収

配布数：836 有効回収数：512（回収率：61.2%）

#### ⑦ 介護サービス利用意向調査（特別養護老人ホーム入所希望者）

目的：入所希望を確認し、特別養護老人ホーム整備計画の検討資料とするため、実施しました。

対象：市内に在住し、特別養護老人ホームに入所希望している者

期間：令和2年8月20日～9月30日

方法：郵送による発送・回収

配布数：258 有効回収数：85（回収率：32.9%）

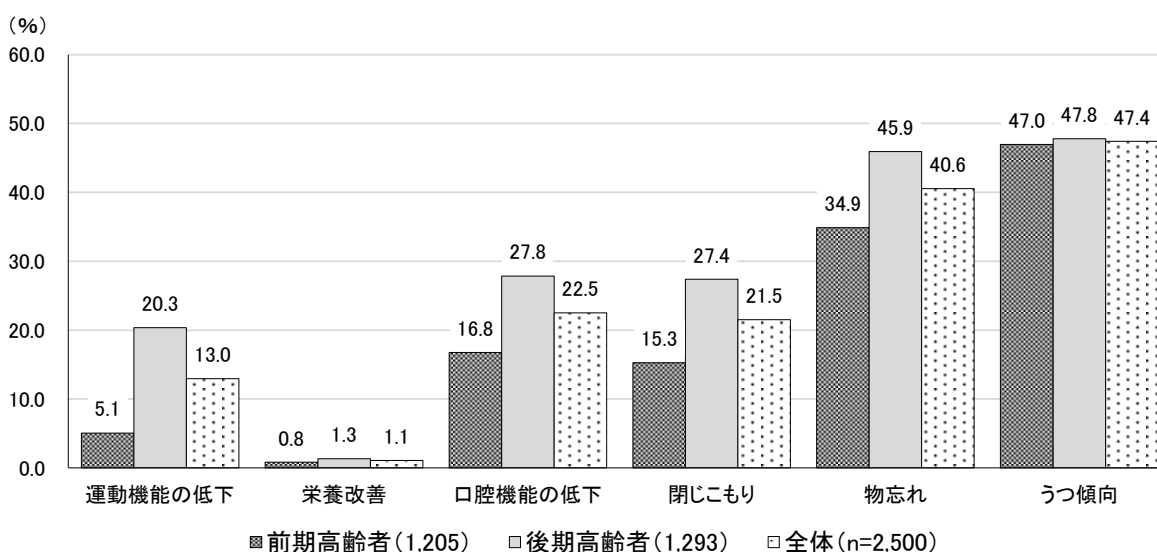
## (2) アンケート結果

### ①高齢者のリスク（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

高齢者の生活機能低下を生じさせる各種リスクの評価結果をみると、全体では、「うつ傾向」の割合が47.4%と最も高く、前回（平成29年）調査に比べ11.2ポイント増えています。次いで「物忘れ」が40.6%で、前回と1位、2位が入れ替わっています。

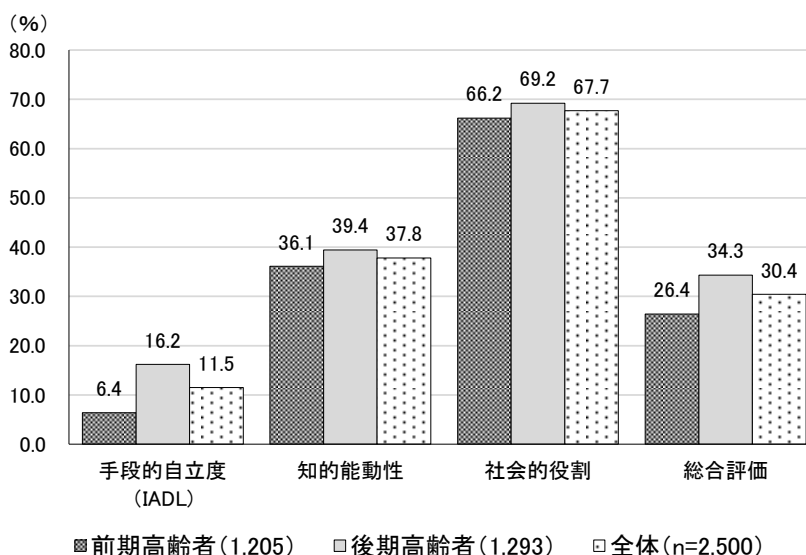
前期高齢者では、「うつ傾向」の割合が47.0%と最も高くなっています。後期高齢者では、「うつ傾向」の割合が47.8%「物忘れ」の割合が45.9%と4割を超え、他に比べて高くなっています。

#### ○ 高齢者の各リスクの割合



高齢者が自立した日常生活を送るために必要な生活機能を評価する老研式活動能力指標の評価結果において、各指標の「低下」している割合をみると、比較的高次の日常生活の動作ができる「手段的自立度」の低下者の割合は11.5%、情報を自ら収集して表現できる「知的能動性」の低下者の割合が37.8%、社会参加ができる「社会的役割」の低下者の割合が67.7%となっています。

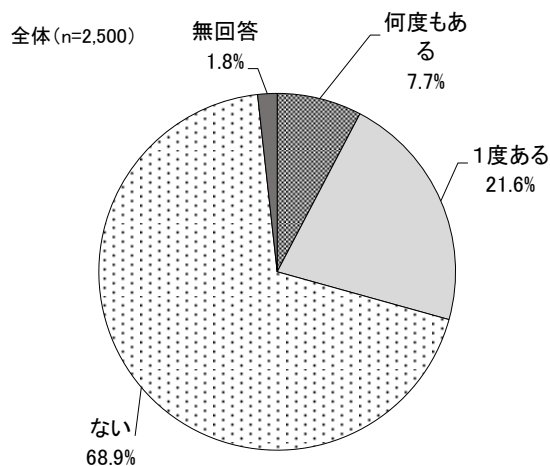
#### ○ 老研式活動能力指標「低下」の割合



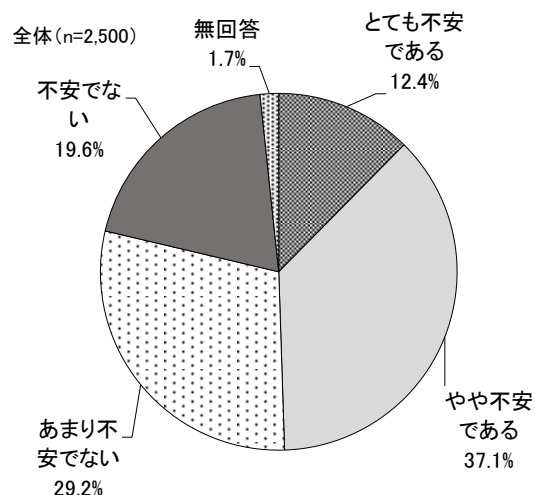


過去1年の転倒の経験について、1度以上転倒の経験がある割合は29.5%と3割近くになっています。また、転倒に対する不安については『不安である（「とても不安である」＋「やや不安である」の合計）』の割合が49.5%と約半数を占めています。

○ 過去1年に転んだ経験



○ 転倒に対する不安

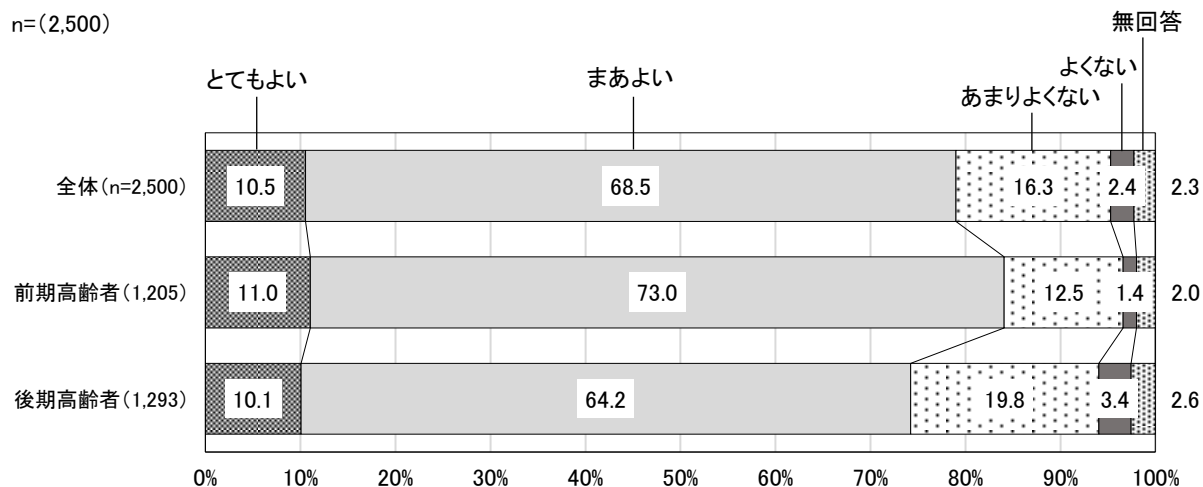


## ②健康について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

健康観については、「まあよい」の割合が68.5%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が16.3%、「とてもよい」の割合が10.5%となっています。

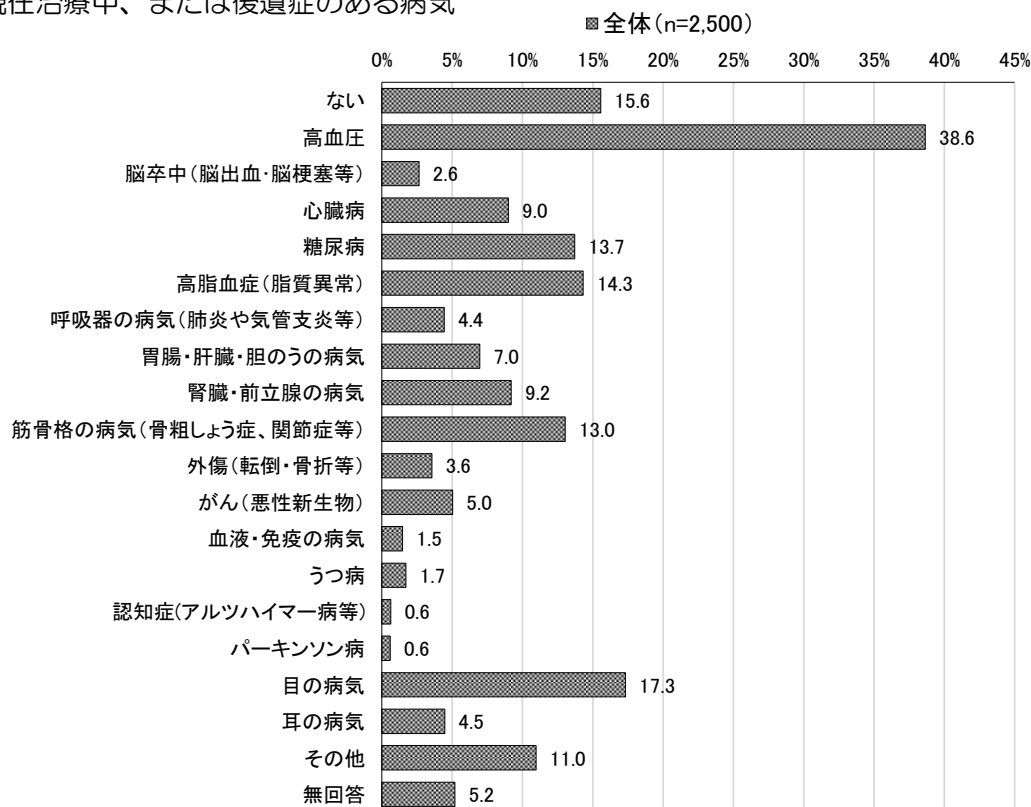
前期高齢者と後期高齢者を比べると、後期高齢者の『よくない（「あまりよくない」＋「よくない」の割合の合計）』が、前期高齢者よりも高くなっています。

○ 高齢者の健康観



現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」の割合が38.6%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が17.3%、「ない」の割合が15.6%、「高脂血症（脂質異常）」の割合が14.3%、「糖尿病」の割合が13.7%、筋骨格の病気（骨粗しょう症・関節症等）の割合が13.0%となっています。

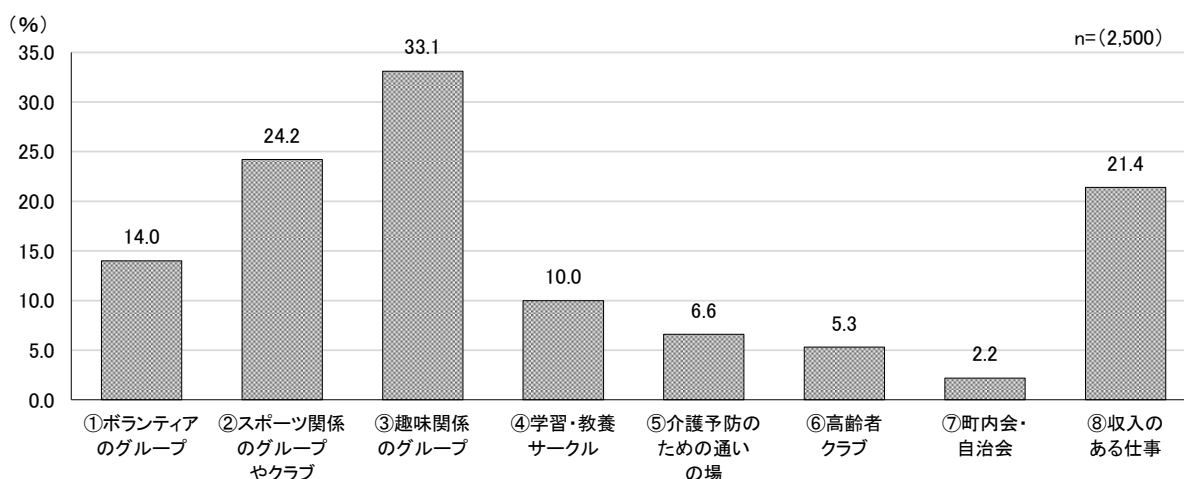
○ 現在治療中、または後遺症のある病気



③社会参加の場について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

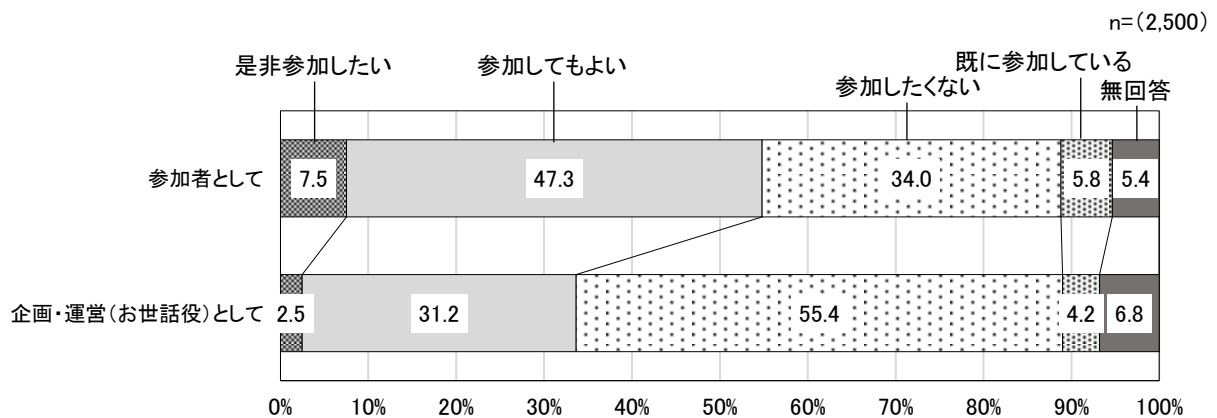
参加している会・グループについて、「③趣味関係のグループ」の割合が33.1%と最も高く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」の割合が24.2%、「⑧収入のある仕事」の割合が21.4%、「①ボランティアのグループ」の割合が14.0%となっています。

○ 参加している会・グループ（年に数回以上参加）



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行っていきいきとした地域づくりを進める場合、参加者として、「参加してもよい」の割合が47.3%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が34.0%、「是非参加したい」の割合が7.5%となっています。企画・運営（お世話役）としてでは、「参加したくない」の割合が55.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が31.2%、「既に参加している」の割合が4.2%となっています。

○ 参加している会・グループ（年に数回以上参加）



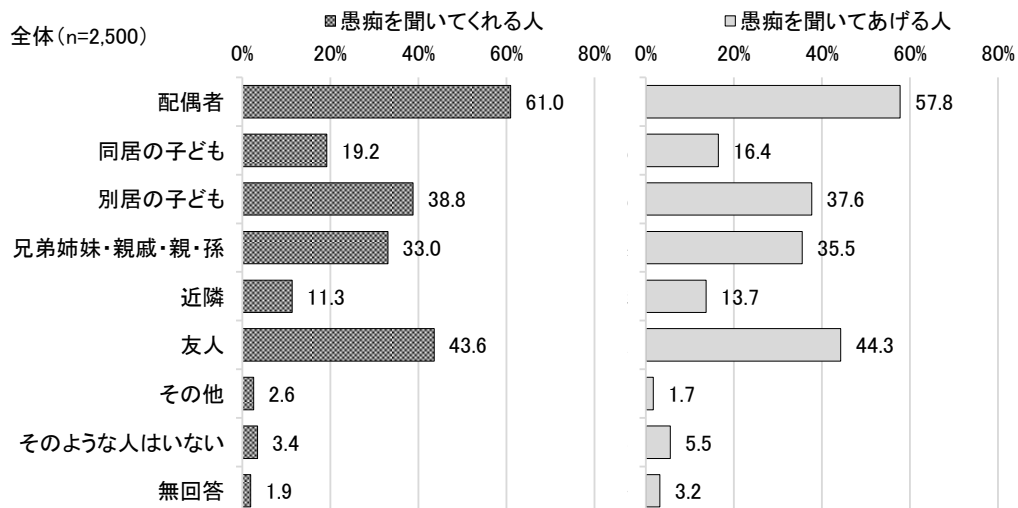
④あなたとまわりの人の「助け合い」について

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、「配偶者」の割合が61.0%と最も高く、次いで「友人」の割合が43.6%、「別居の子ども」の割合が38.8%となっています。

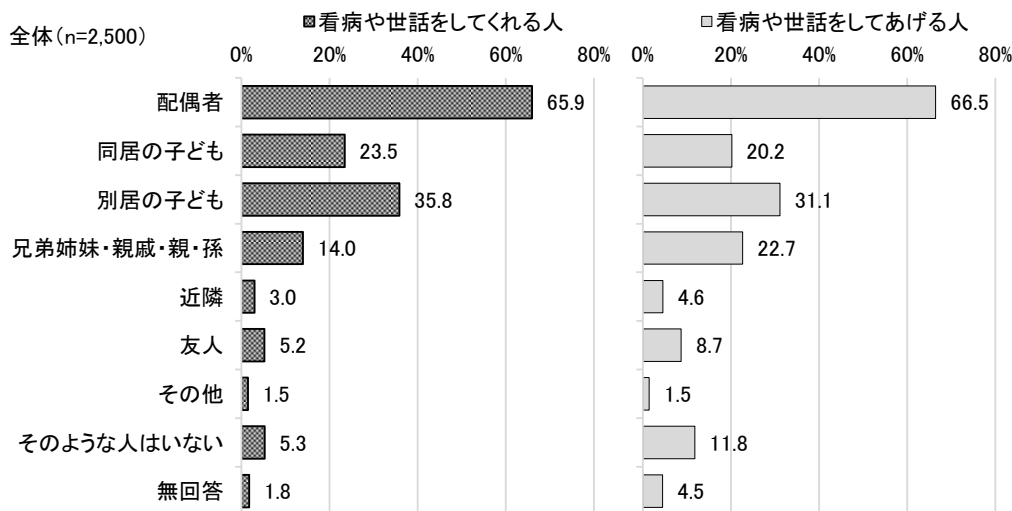
心配事や愚痴を聞いてあげる人についても、「配偶者」の割合が57.8%と最も高く、次いで「友人」の割合が44.3%、「別居の子ども」の割合が37.6%となっています。

○ 心配事や愚痴を聞いてくれる人/聞いてあげる人



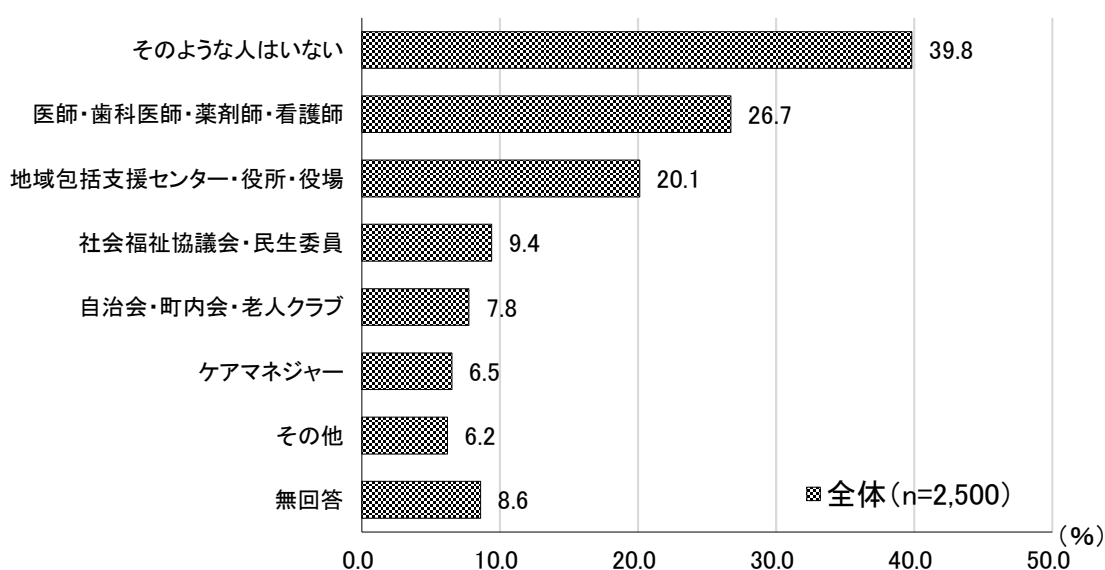
看病や世話をしてくれる人については、「配偶者」の割合が65.9%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が35.8%、「同居の子ども」の割合が23.5%となっています。看病や世話をしてあげる人については、「配偶者」の割合が66.5%と最も高く、次いで「別居の子ども」の割合が31.1%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の割合が22.7%となっています。

○ 看病や世話をしてくれる人/あげる人



家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手として、「そのような人はいない」の割合が39.8%と最も多く、次いで「医師・歯科医師・薬剤師・看護師」の割合が26.7%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が20.1%となっています。

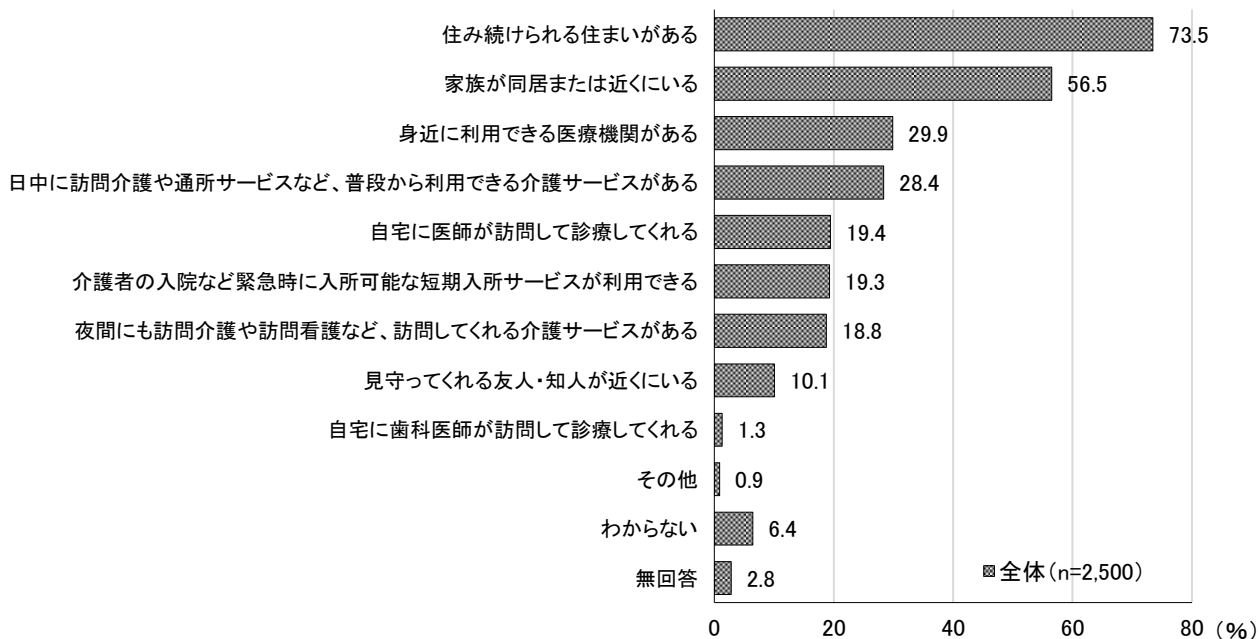
○ 家族や友人・知人以外で相談する相手



## ⑤在宅の継続に必要なこと（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

自宅で暮らし続けるために必要なこととして、「住み続けられる住まいがある」の割合が73.5%と最も高く、次いで「家族が同居または近くにいる」の割合が56.5%となっています。

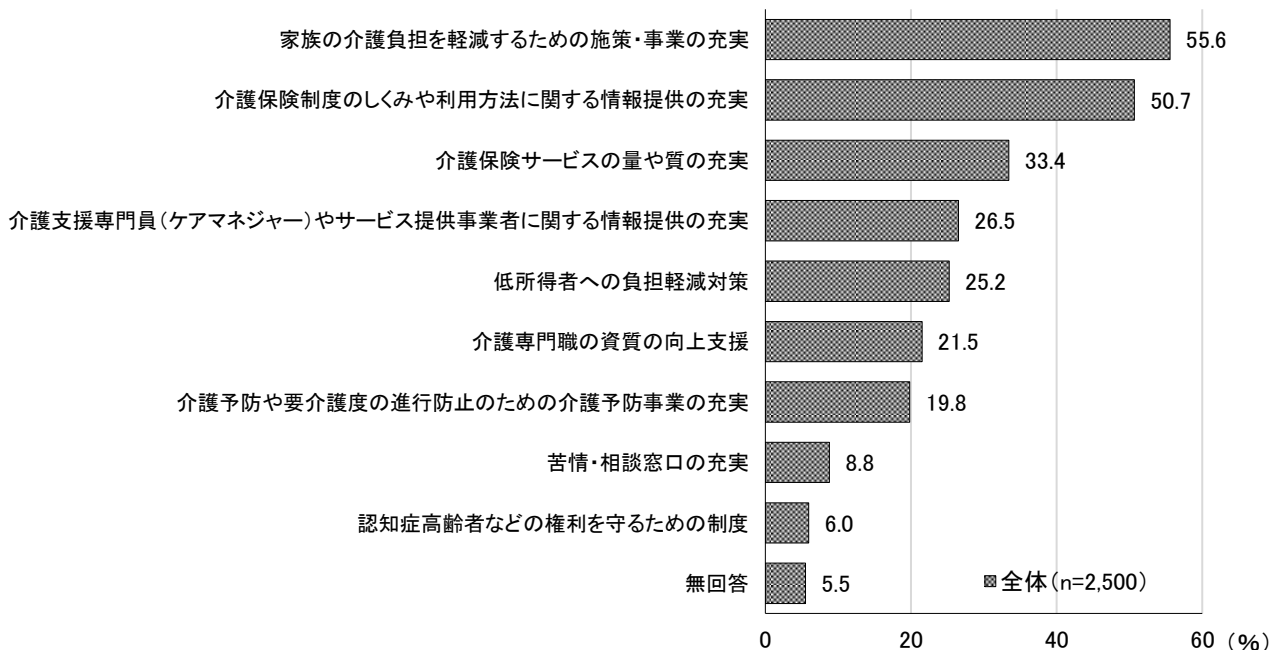
### ○ 自宅で暮らし続けるために必要なこと



## ⑥介護保険で重点的に取り組んでほしい施策

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

### ○ 介護保険で重点的に取り組んで欲しい施策



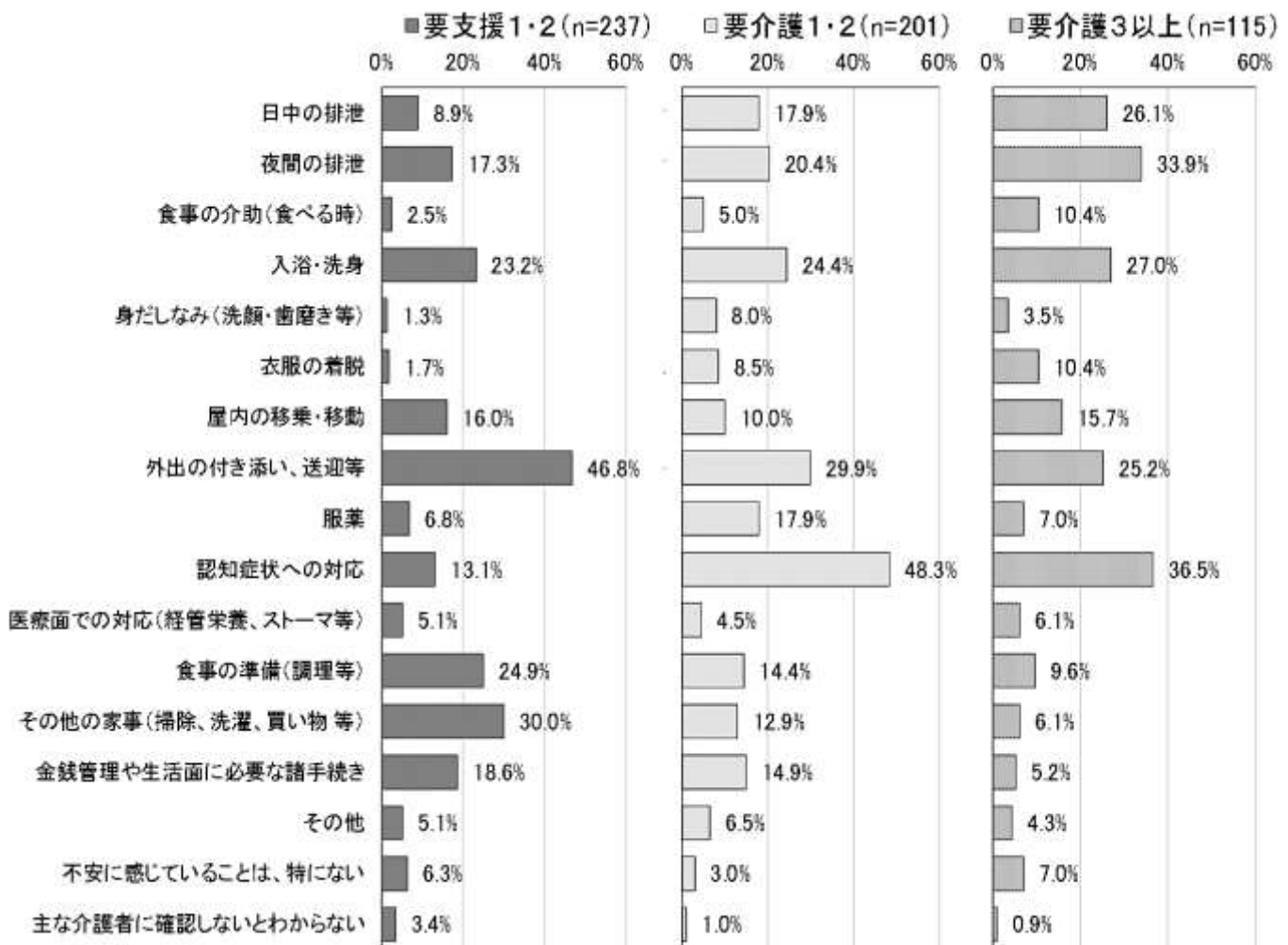
## ⑦要介護者の主な介護者が不安に感じている介護（在宅介護実態調査）

現在の生活を継続していくにあたって、要介護3以上の介護者が特に不安に感じている介護内容は、概ね前回調査（平成29年度）と同様、「認知症状への対応（36.5%）」と「日中の排泄（26.1%）・夜間の排泄（33.9%）」及び「入浴・洗身（27.0%）」が高い傾向でした。

また、前回同様、要支援1～要介護2のケースでは「外出の付き添い、送迎等」に係る不安の割合が特に高く（46.8%、+29.9%）なっています。

特にこれらの4項目について、地域の関係者間で現状等の情報を共有し、それぞれの取組みを推進することで、不安軽減の効果が高くなると考えられます。

### ○ 要介護度別・介護者が不安に感じる介護



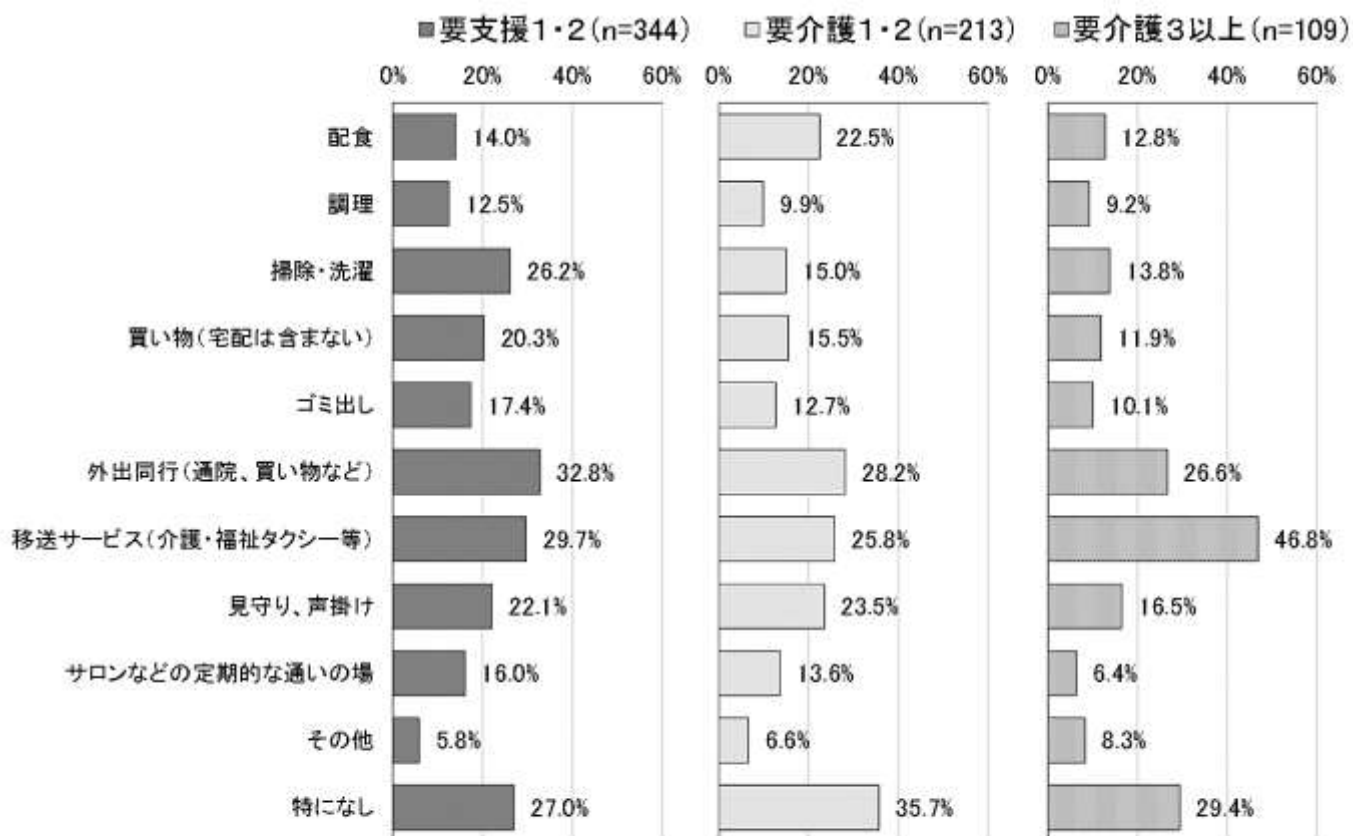
## ⑧在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（在宅介護実態調査）

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、「移送サービス」や「外出同行」など外出に係る支援・サービスの利用が、前回調査から引き続き多く見られました。その割合は前回より高まり、ニーズは増加しつつあると考えられます。

事業者・関係者間での意見交換や情報共有を図りながら、介護保険サービスと保険外の支援・サービスを組み合わせることで、在宅生活の継続につながると考えられます。

また、必要に応じて、新たな移送手段や、外出同行サービスの導入などについても検討していくことも重要であると考えられます。

### ○ 要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



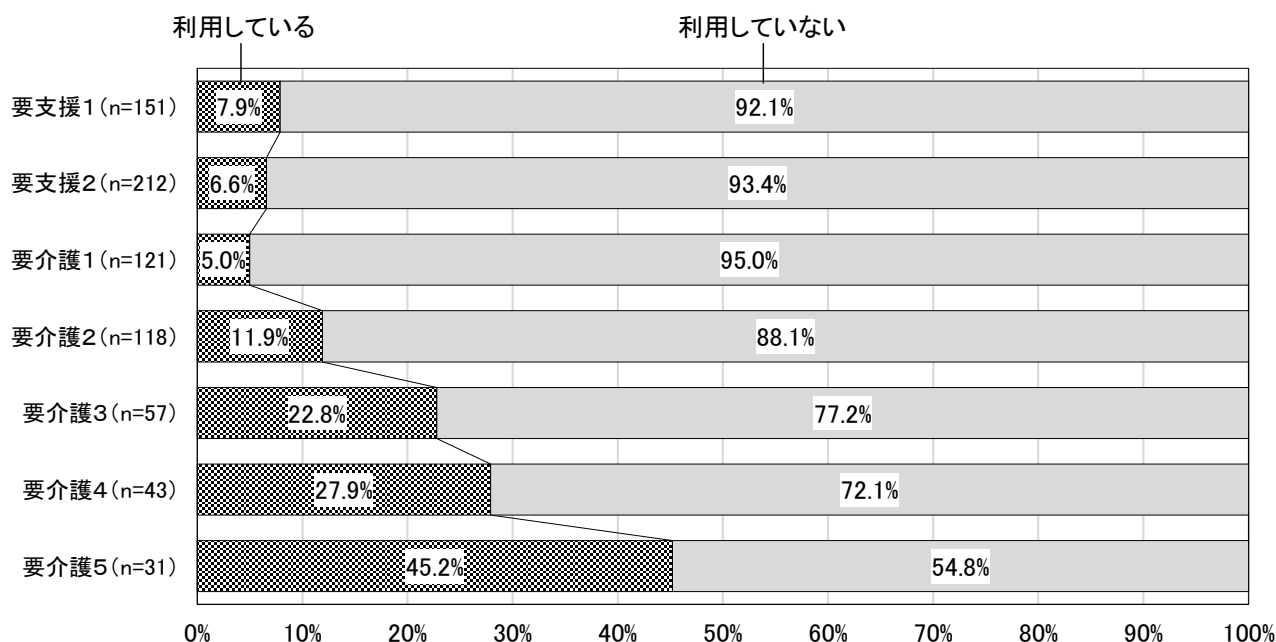
## ⑨医療ニーズの高い在宅療養者を支えるサービスの提供体制

(在宅介護実態調査)

前回調査時と同様、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増える傾向が見られるとともに、全体的な利用率についても前回より高くなっています。

今後も「介護と医療の両方を必要とする在宅療養者」の増加が見込まれることから、在宅医療の担い手確保や、医療ニーズに対応できる介護保険サービス（看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など）の整備を進めていくことが重要であると考えられます。

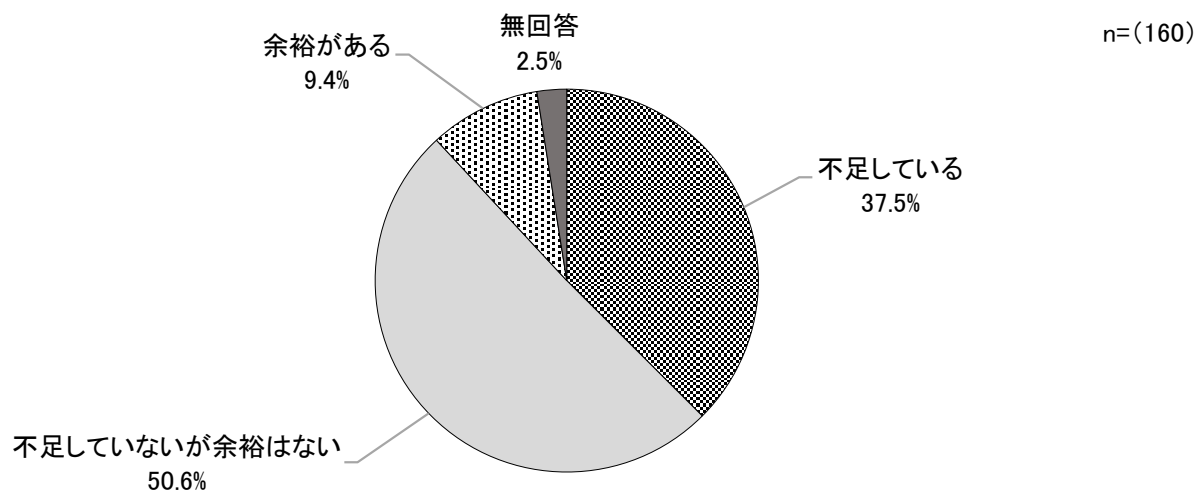
### ○ 要介護度別・訪問診療の利用割合



## ⑩介護職員の不足状況（介護人材の確保・定着に関する実態調査）

「不足している」、「不足していないが余裕はない」という回答の割合が大きくなっています。

### ○ 現在の介護職員の不足状況

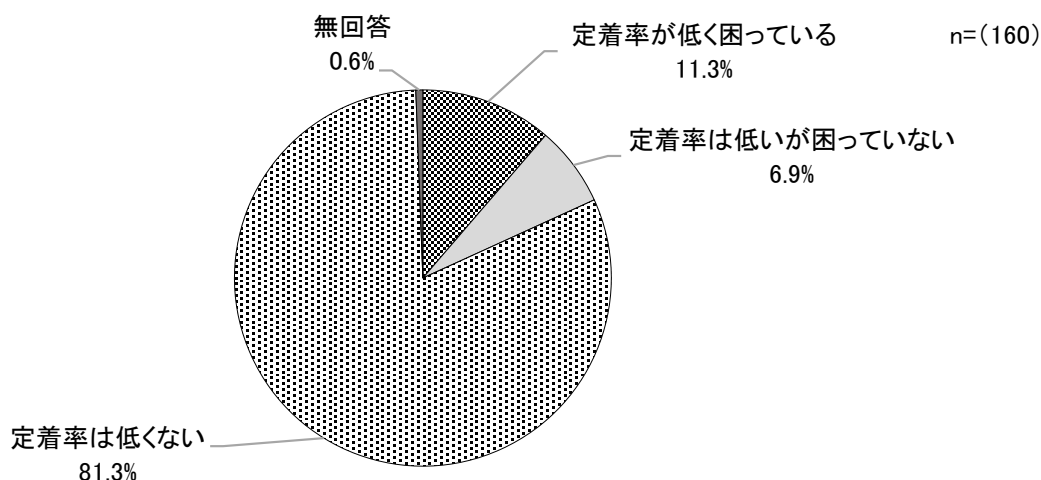




## ⑪介護職員の定着状況（介護人材の確保・定着に関する実態調査）

「定着率が低く困っている」という回答の割合は11.3%となっています。

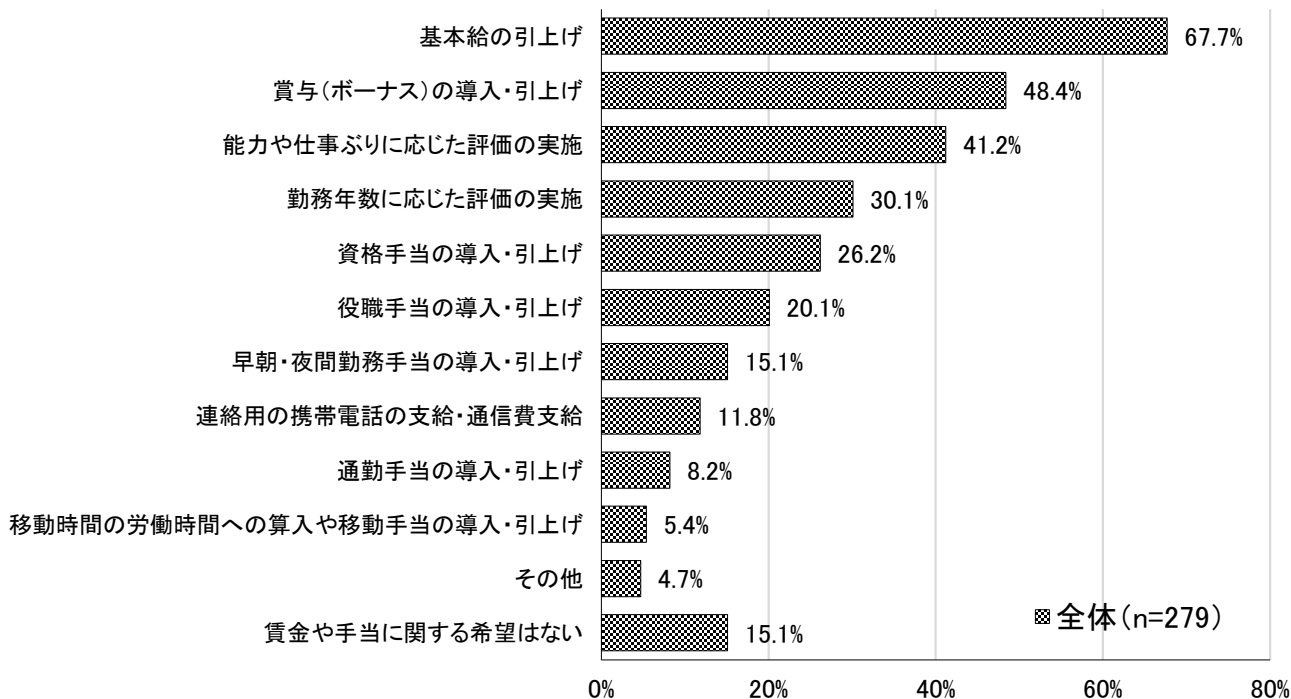
○ 現在の介護職員の定着状況



## ⑫賃金や手当等への希望（介護労働者の実態及び意識調査）

賃金や手当等への希望では、「基本給の引き上げ」、「賞与（ボーナス）の導入・引き上げ」という回答の割合が大きくなっています。

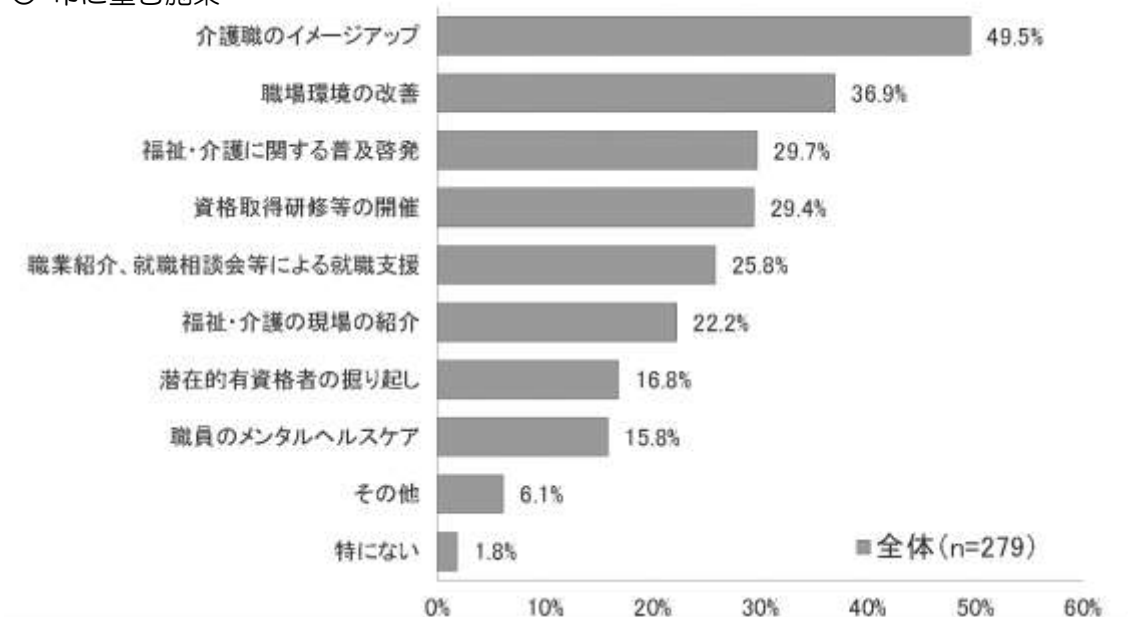
○ 賃金や手当等への希望



### ⑬市に望むこと（介護労働者の実態及び意識調査）

介護職員が市に望むことでは、「介護職のイメージアップ」が最も大きな回答割合になっています。

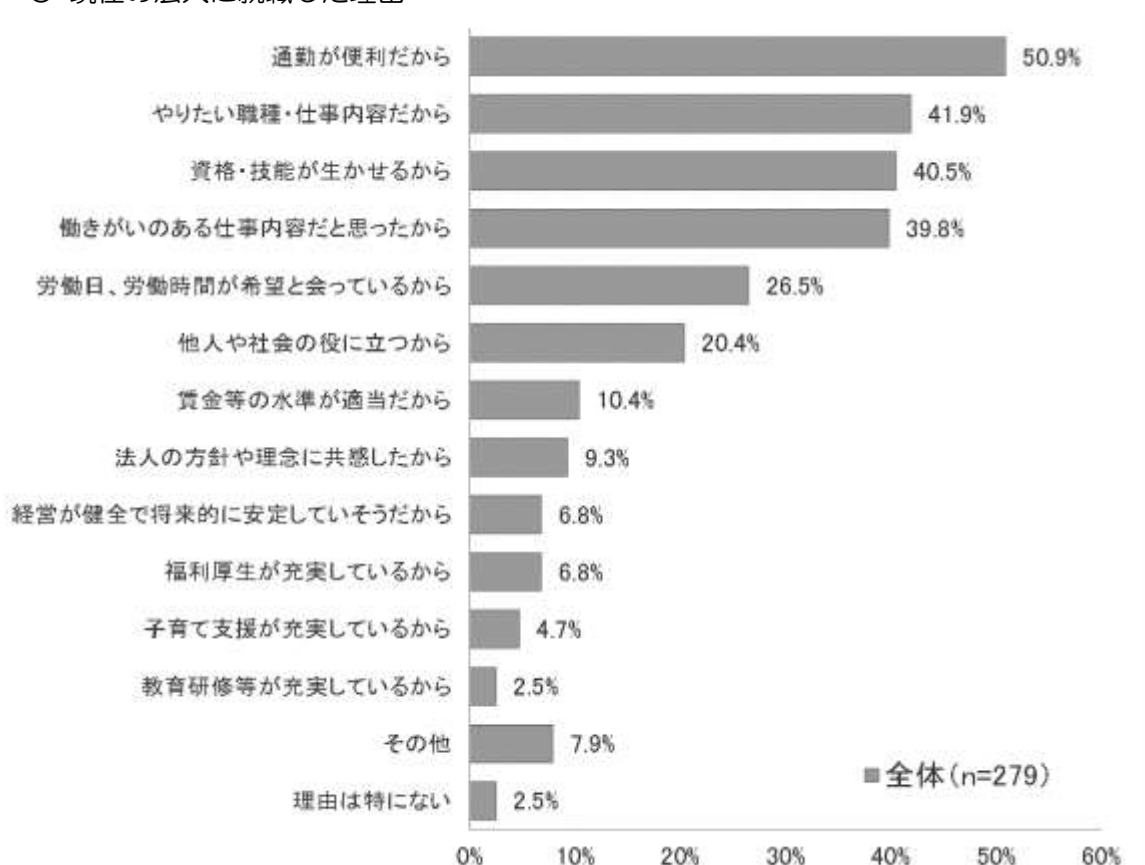
#### ○ 市に望む施策



### ⑭現在の法人に就職した理由（介護労働者の実態及び意識調査）

現在の法人に就職した理由では、「通勤が便利だから」、「やりたい職種・仕事内容だから」、「資格・技能が活かせるから」という回答の割合が大きくなっています。

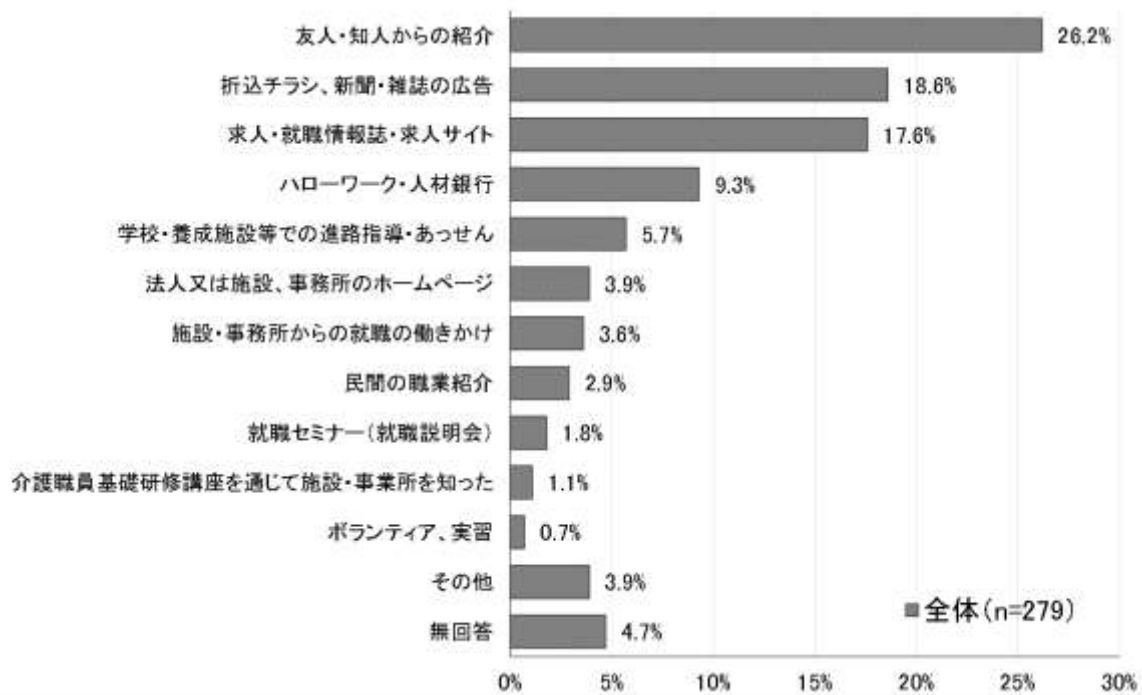
#### ○ 現在の法人に就職した理由



### ⑮現在の法人に就職したきっかけ（介護労働者の実態及び意識調査）

現在の法人に就職したきっかけについては、「友人・知人からの紹介」、「折込チラシ、新聞・雑誌の広告」、「求人・就職情報誌・求人サイト」の回答割合が大きくなっています。

#### ○現在の法人に就職したきっかけ



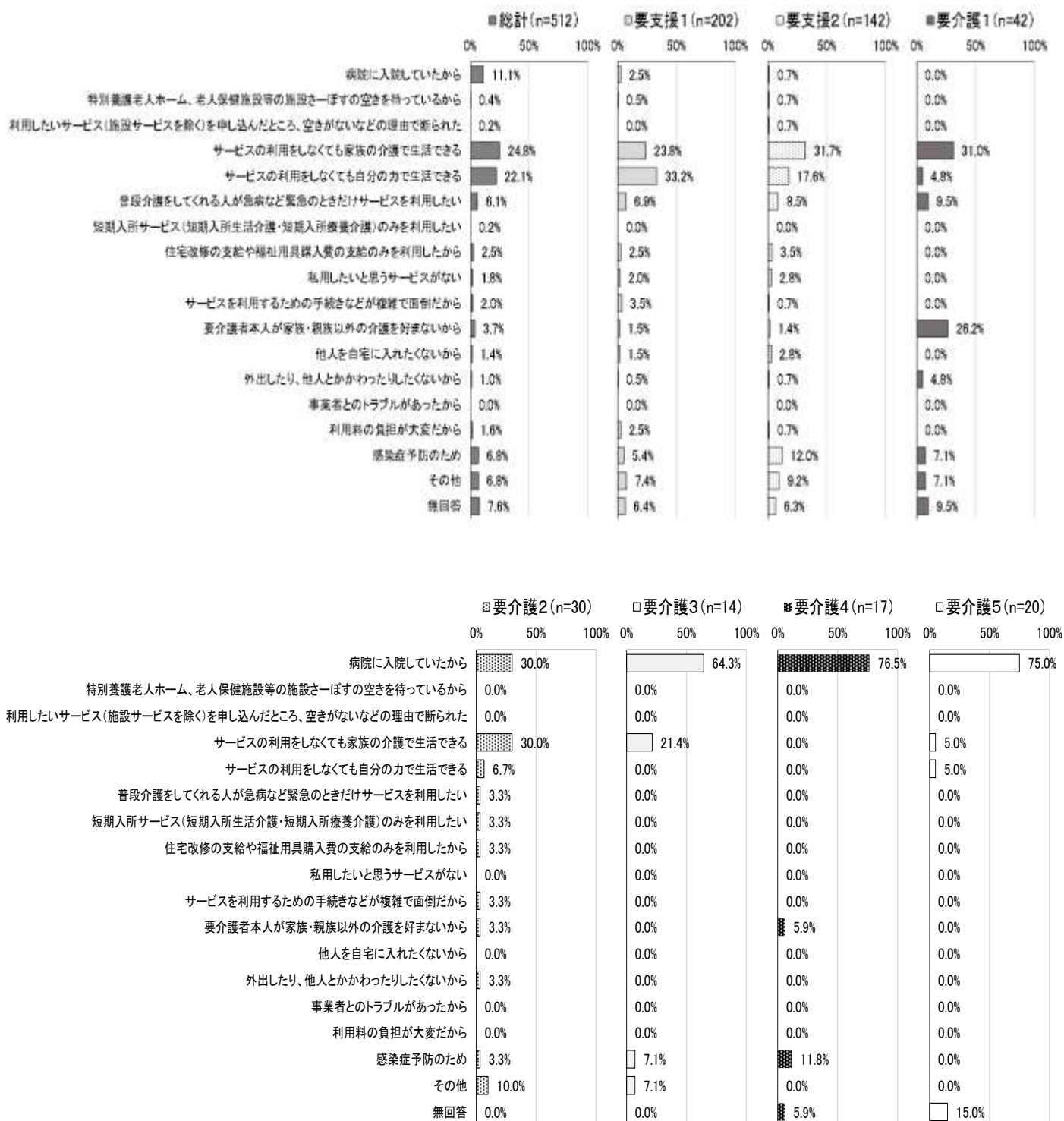
## ⑯ 介護サービスを利用していない理由（介護サービス利用意向調査）

※ 介護サービス未利用者

要支援1から要介護1では、「サービスを利用しなくても家族の介護で生活できる」、「自分の力で生活できる」という回答の割合が大きくなっています。

要介護2から要介護5では、「病院に入院していた」という回答の割合が大きくなっています。

### ○ 介護サービスを利用していない理由



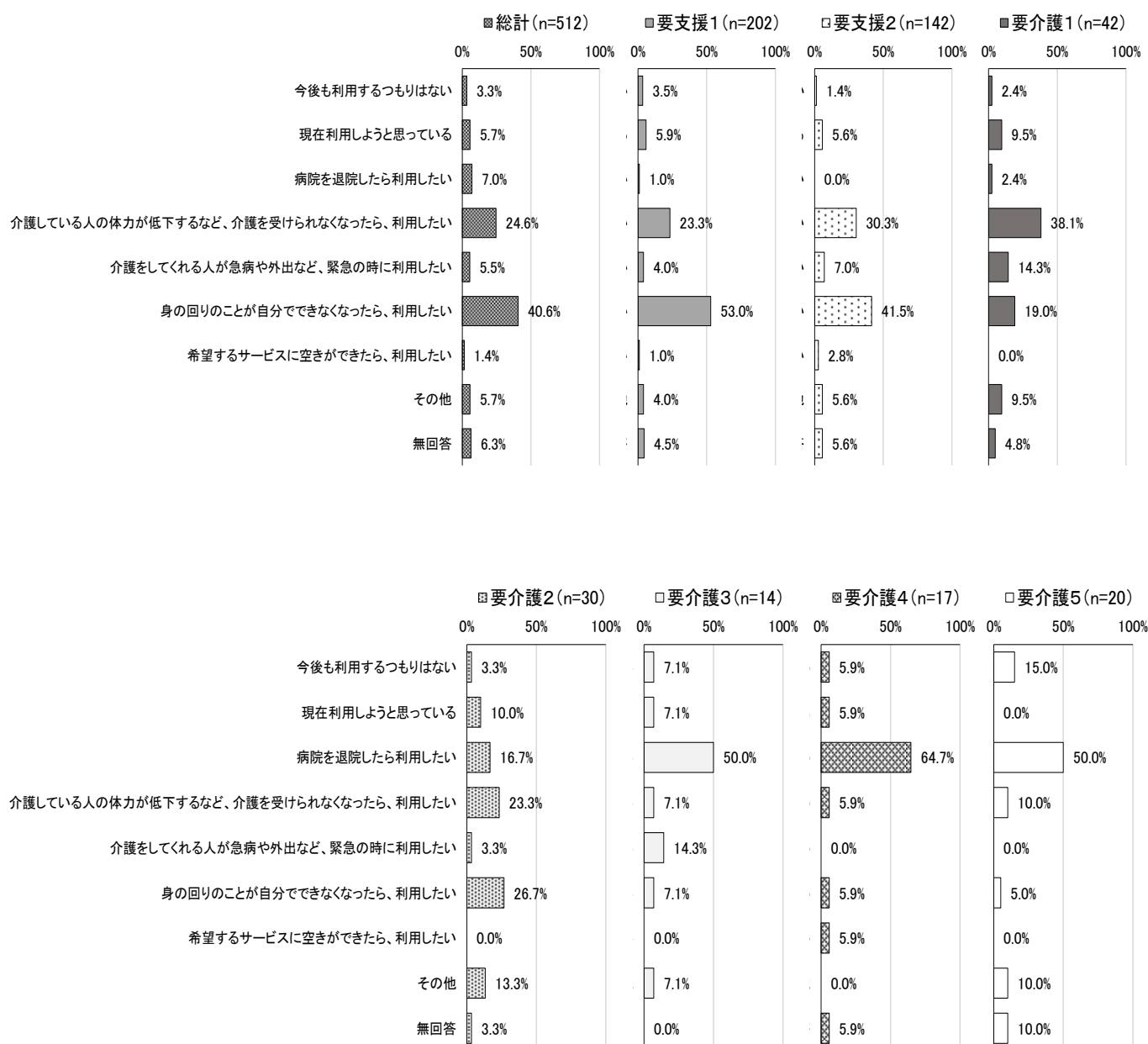
## ⑰今後の介護保険サービスの利用意向（介護サービス利用意向調査）

※調査対象者：介護サービス未利用者

要支援1から要介護1では、「介護をしてくれている人の体力が低下するなど、介護を受けられなくなったら利用したい」、「身の回りのことが自分でできなくなったら利用したい」など、必要になったら利用したいという内容の回答割合が大きくなっています。

要介護3から要介護5では、「病院を退院したら利用したい」という回答の割合が大きくなっています。

### ○ 今後の介護保険サービスの利用意向

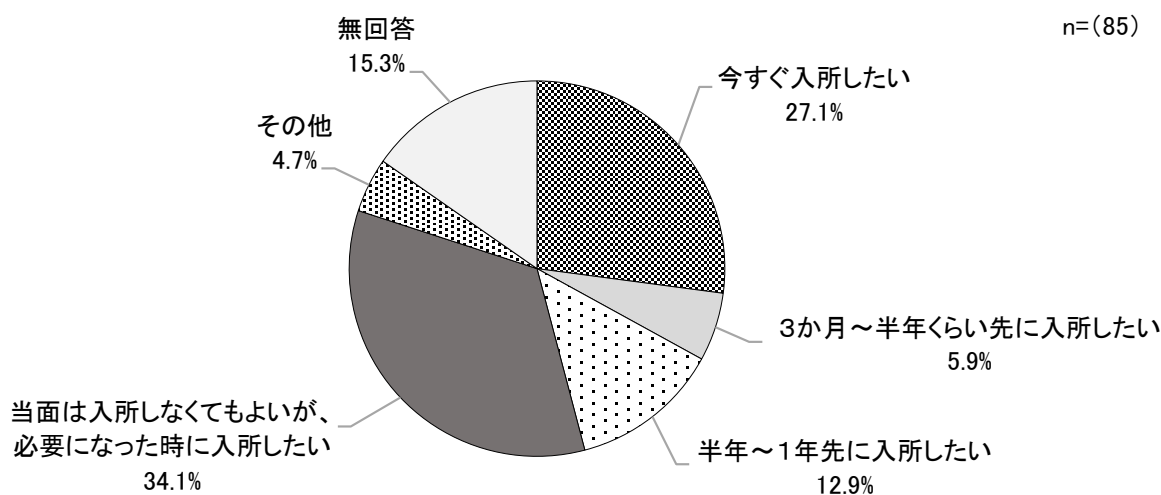


## ⑱ 特別養護老人ホームに入所したい時期（介護サービス利用意向調査）

※特別養護老人ホーム入所希望者

「今すぐ入所したい」の割合は27.1%で前回調査の38.7%に比べ11.6ポイント減少、「3か月～半年ぐらい先に入所したい」は5.9%で前回の8.4%より3.5ポイント減少となっています。これに対し、「半年～1年先に入所したい」の割合は12.9%で前回の10.1%と比べ2.8ポイント増加、「当面は入所しなくてもよいが、必要になった時に入所したい」は34.1%で前回の28.6%に比べ5.5ポイント増加となっています。

### ○ 特別養護老人ホームに入所したい時期



## 4 第7期計画の評価

第8期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定にあたり、第7期計画を施策に沿って評価しました。

### (1) 「生きがい・介護予防」

#### 「1 社会参加の促進と福祉意識の高揚」について

高齢者の社会参加の促進の一環として、高齢者クラブの活動支援を行うとともに、ボランティア活動に対する支援等を行いました。

敬老事業は、高齢者人口の増加に伴い、運営側の負担の増加や実施会場の定員超過等の課題により運営の困難が高じていたため、従来の敬老会方式は平成30年度（2019年）限りとし、令和2年度（2020年度）より、地区社会福祉協議会が提案する事業を支援する「おじいちゃん・おばあちゃんにありがとうの気持ちを伝えたい事業」を開始し、市主体の事業から地域主体の事業へと変わりました。

#### 「2 生涯学習活動と就労支援」について

市民大学等による生涯学習機会の提供に努めるとともに、老後の生活の安定、社会参加による生きがいや健康の維持増進を図るため就労支援を行い、佐倉市シルバー人材センターは会員数、就業延人数、契約金額のいずれも増加しました。

#### 「3 いきいき健康づくり」について

各種の啓発活動を通じて、心とからだの健康づくりや口腔の健康づくりを推進するとともに、介護予防のための佐倉ふるさと体操や佐倉わくわく体操等の住民主体の活動の支援のほか、高齢者の健康増進のため「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」による施術費の一部補助を行いました。

#### 「4 介護予防の総合的な推進」について（★重点施策）

介護予防ボランティア養成研修を実施し、地域で介護予防の知識の普及と実践を担う介護予防リーダーを養成するとともに、フォローアップ研修や情報交換の機会を提供し支援しました。

また、地域で介護予防活動に取り組む市民団体を支援し、住民主体の通いの場の充実を図り、第6期に約千人だった通いの場の参加者数は、現在2千人以上となりました。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを提供する、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とする「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しました。あわせて、介護予防・生活支援サービスの提

供体制の整備を推進するため、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握等を行う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置し、生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する協議体を設置して、定期的な情報の共有・連携強化を図りました。

## **(2)「生活支援・住環境整備」**

### **「1 安心できる在宅福祉サービスの提供」について**

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で支援が必要な人に対する介護保険外のサービスとして、心身の障害等により調理や買い物等が困難な人に安否確認を兼ねた夕食(弁当)の配達を実施するとともに、一人暮らし高齢者等への緊急通報装置の貸し出しや、高齢者台帳への登録により、居宅生活の継続を支援しました。

佐倉市・八街市・酒々井町と佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合で構成する2市1町SOSネットワーク連絡協議会により、防災無線やファクシミリ等により市民や協力事業者に情報提供し協力を求め、徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等の迅速な発見に努めました。また、日常生活の中での高齢者への気付きや見守りのため、各家庭を訪問し営業等を行う事業者と協定を締結しました。この佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワークの協力事業者は現在49事業所を数えます。

さらに、在宅要介護者への支援として、在宅の要介護3以上の紙おむつ等を使用する人への購入費の一部助成、在宅の要介護4以上で外出不能な人の訪問理美容出張費用の一部助成、「寝たきり」登録された在宅高齢者への福祉タクシー利用料金の一部助成により、在宅要介護者の経済的・精神的負担の軽減を図りました。あわせて、在宅要介護者を介護している家族に対して、介護者教室や介護者の集いを開催し、介護に関する学習や、介護者自身の健康管理、介護相談、情報交換等を行い、介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図りました。

### **「2 認知症にやさしい佐倉の推進」について (★重点施策)**

認知症の人と家族を支援するため、専門医等による物忘れ相談を定期的で開催し、早期発見や受診への誘導、軽度認知障害の対応を行うとともに、認知症が疑われる人を対象とする認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、適切な医療・介護につなぐ取り組みを実施しました。

また、認知症になっても住み慣れた地域で住み続けるための一助として、オレンジカフェ(認知症カフェ)を日常生活圏域ごとに設置し、認知症の人と家族が、地域の人々や認知症サポーター、専門職とが出会える集い、語り合いの場として運営しました。



### 「3 権利擁護と地域での見守り」について

認知症等で判断力が不十分な人に対する成年後見制度の知識の普及や利用の促進を図るため、第7期計画にない「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。佐倉市成年後見支援センターと各地域包括支援センターにより、成年後見制度に関する相談と手続きの支援を行うとともに、弁護士会等の士業団体と協力して講演会の開催等を行って、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図りました。

### 「4 高齢者が暮らしやすい住環境の整備」について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠した、施設のバリアフリー化、安全で快適な歩行環境整備などの実施を各関係者に求めました。

## （3）「医療・介護」

### 「1 在宅医療・介護の連携と推進」について

医療ニーズと介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行うため、在宅医療・介護連絡会議を開催し地域の課題把握と対応策を検討しました。

また、高齢者が自分らしい生き方を尊重され、在宅での療養が必要になった時に、高齢者自らが必要なサービスを適切に選択しておくことで、本人の希望に沿ったケアの提供がなされるよう、万一の場合の延命治療に関する意志から葬儀に関する考えまでを記入することができる「わたしらしく生きるを支える手帳」を配布しました。

### 「2 介護保険サービスの充実」について （★重点施策）

第7期計画期間において施設サービス及び地域密着型サービスの整備の公募を行い、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護は、おおむね計画どおりの整備へ進みました。一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の応募はなく、更に既存事業所の廃止等もありました。

介護給付費適正化5事業を実施し、要介護認定に係る調査票の点検、住宅改修の適正化（実地検証）や福祉用具の再購入時の仕組みづくりなどで改善を図りましたが、ケアプランの点検や集医療情報との突合、縦覧点検については、想定どおりに実施することができない部分がありました。

介護サービスの質の改善等のため、介護相談員を派遣し、利用者及び家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決を行いました。新型コロナウイルス感染症の流行により、令和元年度第4四半期以降、ほとんどの施設への派遣ができなくなりました。

介護人材の確保のために、市広報紙やケーブルテレビの市広報番組によるサービス紹介を行う等、介護現場のイメージアップを図るよう努めました。あわせて、新たな介護人材を発掘し、市内の介護事業所への就業につなげるために、第7期計画期間の各年度に、介護職員初任者研修を開催しました。

さらに、介護従事者への支援のため、地域ケア会議などでの同職種や同業種での情報交換や勉強会、事例検討の場の設定などさまざまな機会を通じ、その資質向上を図るよう努めました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため想定外の新たな負担を負うことになった介護保険サービス事業所に対し、佐倉市独自の補助金支給やマスク等衛生物品の優先供給を行い、サービス提供の継続と事業の安定運営を図るべく支援しました。



## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念と基本目標

高齢化や人口の減少が進むとともに、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっている現在、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築して、制度や分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を超え、地域の住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することが求められています。このため、第8期の基本理念は、第7期の「みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉」を継承します。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に加え、全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた、介護サービス需要の更なる増加や多様化等への対応が求められています。このため、第8期の基本目標も、第7期の「可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。」を継承し、地域包括ケアシステムの一層の深化を目指します。

#### ○ 基本理念

**みんなで支え合い、  
よろこびが生まれる都市・佐倉**

#### ○ 基本目標

**可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営む  
ことができるよう、地域包括ケアシステムの  
構築、推進を図る。**

## 2 計画の体系

基本理念や基本目標をもとに、以下の体系により高齢者施策を進めていきます。

基本理念

基本目標

施策

みんなで支え合い、よろこびが生まれる都市・佐倉

可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を図る。

### 第1章 「生きがい・介護予防」

～ 地域で支え合いながら活躍する高齢者へ ～

- 1 社会参加の促進と敬老意識の高揚
- 2 いきいき健康づくり
- 3 介護予防の総合的な推進

### 第2章 「安心な生活の確保」

～ 住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

- 1 安心できる在宅福祉サービスの提供
- 2 認知症にやさしい佐倉の推進
- 3 権利擁護と地域での見守り
- 4 在宅生活を支える体制の充実
- 5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備
- 6 地域包括支援センターの運営
- 7 災害・感染症対策の推進

### 第3章 「医療・介護」

～ いつまでも自分らしく生きるために～

- 1 在宅医療・介護の連携と推進
- 2 介護保険制度の適正な運営

### 3 重点施策

各種の高齢者施策のうち、今後の佐倉市を見据えるうえで取り組んでいかなければならないもの、課題の解決が望まれるものについて、市民や事業者への調査から明らかになった課題等を踏まえたうえで、重点的に取り組むべき施策として、以下の4項目を掲げます。

#### 重点施策 1 「介護予防の総合的な推進」(第1章 3、56ページ)

- 介護予防の知識の普及啓発を図るとともに、住民の主体的な介護予防活動を推進します。

#### 重点施策 2 「認知症にやさしい佐倉の推進」(第2章 2、65ページ)

- 「共生」と「予防」の観点から、地域で認知症の人とその家族を支える体制の整備を推進します。

#### 重点施策 3 「在宅生活を支える体制の充実」(第2章 4、71ページ)

- 高齢者の在宅生活を支援するための多様な主体の連携に取り組みます。

#### 重点施策 4 「介護保険制度の適正な運営」(第3章 2、82ページ)

- 令和7年(2025年)、令和22年(2040年)を見据えてサービス基盤の整備を行います。
- 介護サービス等の給付と保険料負担の均衡を図り、適正かつ持続可能な制度の維持に努めます。
- 介護人材確保と業務効率化への取組みを強化します。

## 4 日常生活圏域

### (1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域のことです。

第7期計画に引き続き、第8期計画でも市内を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置や整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークを形成します。

#### ○ 市内の日常生活圏域



## (2) 日常生活圏における高齢者人口等域の推移

令和2年(2020年)9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者人口などの状況を日常生活圏域別にみると、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率が高いのは、佐倉圏域の36.4%、次いで臼井・千代田圏域の33.6%、一方、高齢化率が低いのは、根郷・和田・弥富圏域の29.8%、志津北部圏域の30.0%となっています。

なお、各圏域とも年々高齢化率は上昇しており、令和5年(2023年)9月末時点の推計では、全ての圏域で30%を超えることが見込まれています。

また、令和7年(2025年)も上昇し、令和22年では、5圏域中3圏域で40%を超えることが見込まれています。

### ○ 日常生活圏域別人口の推移と推計

単位:上段/人、下段/%

区分		実績			推計				
		第7期			第8期			第9期	第14期
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
市全体	全人口	175,904	175,279	173,979	172,997	171,901	170,709	168,010	137,836
	うち65歳以上 (全人口に占める割合)	54,100 30.8%	54,952 31.4%	55,829 32.1%	56,415 32.6%	56,810 33.0%	57,074 33.4%	57,394 34.2%	56,243 40.8%
志津北部圏域	人口	40,776	40,809	40,713	40,642	40,535	40,415	40,076	34,601
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	11,784 28.9%	11,996 29.4%	12,232 30.0%	12,372 30.4%	12,488 30.8%	12,571 31.1%	12,724 31.7%	13,707 39.6%
志津南部圏域	人口	36,084	35,753	35,445	35,140	34,802	34,444	33,673	26,288
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	10,840 30.0%	10,947 30.6%	11,033 31.1%	11,076 31.5%	11,063 31.8%	11,073 32.1%	11,054 32.8%	11,142 42.4%
臼井・千代田圏域	人口	41,260	41,032	40,752	40,439	40,104	39,746	38,968	30,512
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	13,272 32.2%	13,486 32.9%	13,707 33.6%	13,889 34.3%	14,038 35.0%	14,139 35.6%	14,216 36.5%	13,307 43.6%
佐倉圏域	人口	28,759	28,584	28,150	27,854	27,550	27,223	26,520	19,895
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	10,030 34.9%	10,155 35.5%	10,246 36.4%	10,304 37.0%	10,354 37.6%	10,369 38.1%	10,369 39.1%	9,418 47.3%
根郷・和田・弥富圏域	人口	29,025	29,101	28,919	28,921	28,910	28,881	28,772	26,540
	うち65歳以上 (人口に占める割合)	8,174 28.2%	8,368 28.8%	8,611 29.8%	8,774 30.3%	8,867 30.7%	8,922 30.9%	9,031 31.4%	8,669 32.7%

※ 令和2年9月末時点の住民基本台帳人口を基準としており、佐倉市人口ビジョンの推計人口とは異なります。

実績：各年9月末時点の住民基本台帳人口(外国人人口を含む)

推計：令和3年以降は住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で算出

### (3) 各圏域の地域包括支援センター

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを1カ所（計5カ所）設置しています。

#### ○ 各地域包括支援センター一覧

日常生活圏域	地域包括支援センター名称	地 域
志津北部圏域	志津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、 井野町、宮ノ台、ユーカリが丘、 南ユーカリが丘、西ユーカリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、 下志津原、中志津、西志津
白井・千代田圏域	白井・千代田 地域包括支援センター	白井、白井田、白井台、江原、 江原新田、角来、印南、八幡台、 新白井田、江原台、王子台、 南白井台、稲荷台、生谷、畔田、 吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、 鏑木町、新町、裏新町、中尾余町、 最上町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、 本町、樹木町、将門町、大蛇町、 藤沢町、栄町、城内町、千成、 大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、 土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、 上代、高岡、宮前、白銀、 鏑木仲田町
根郷・和田・弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、 小篠塚、神門、木野子、城、石川、 表町、大作、大崎台、山王、春路、 馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、 米戸、瓜坪新田、上勝田、下勝田、 八木、長熊、天辺、宮本、高崎、 坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、 飯塚、内田、宮内、西御門、七曲



## 5 地域包括ケアシステムの構築、推進

国は、「団塊の世代」すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）と全国的に高齢者数がピークとなる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて取り組んでいます。

佐倉市は、国の示す令和22年よりも前に高齢者数がピークになると予測されています。介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、「予防」・「生活支援」・「医療」・「介護」のサービスを切れ目なく包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築・推進を図ります。また、体制の充実にあたっては、地域共生社会の実現に向けた「自助」「互助」「共助」「公助」を基本的視点として取り組みます。

○ 地域包括ケアシステムと「自助・互助・共助・公助」のイメージ

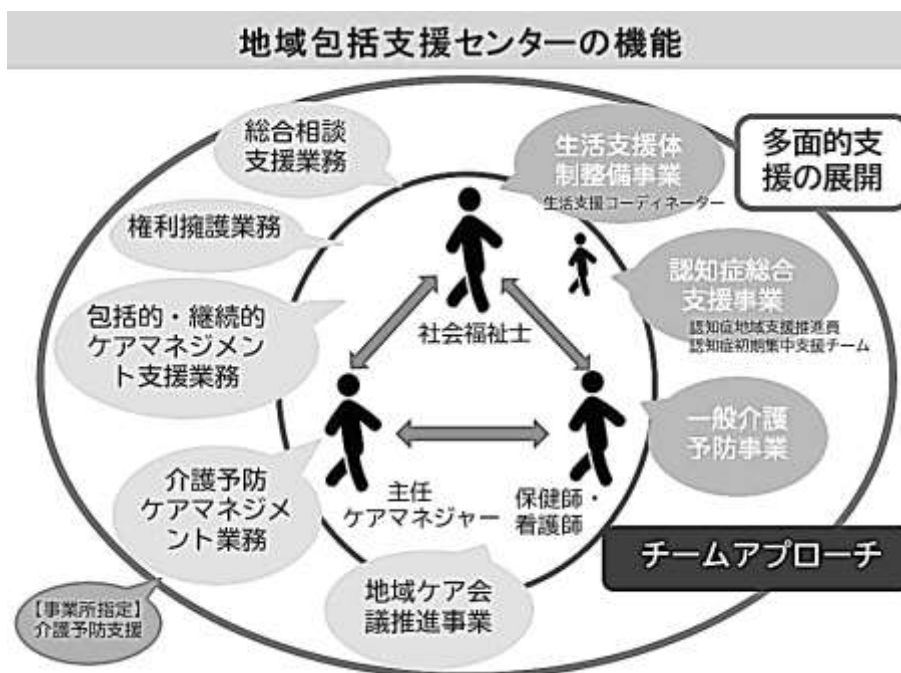


### (1) 地域包括支援センターの運営体制

地域包括支援センターは、平成18年（2006年）の介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として創設されました。

平成18年（2006年）4月に市直営で運営を開始し、平成21年（2009年）年4月からは、社会福祉法人への委託により、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを各1カ所（計5カ所）設置して、高齢者やその家族などをより身近な地域でサポートし、安心して暮らすことのできる体制を整備しており、総合相談支援、権利擁護、包括的・

継続的ケアマネジメント支援、生活支援体制整備、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築、認知症総合支援、地域ケア会議推進、介護予防の把握・普及啓発・地域活動支援など、さまざまな業務に取り組んでいます。



今後は、高齢化の進展、要支援・要介護者の増加に伴い、相談件数の増加や困難事例への対応など、さらなる業務量の増加が予想されます。このことから、地域包括支援センターには、業務量に応じた適切な人員配置とともに、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に実施し、安定的かつ継続的な運営がおこなわれるよう、市は、運営方針を定め、引き続き、体制強化及び機能強化に向けて施策を推進します。また、高齢者人口等の増加を考慮し、地域包括支援センターのあり方なども検討します。